

鎌倉市文化財年報

令和3年(2021年)度

鎌倉市教育委員会

令和5年(2023年)3月

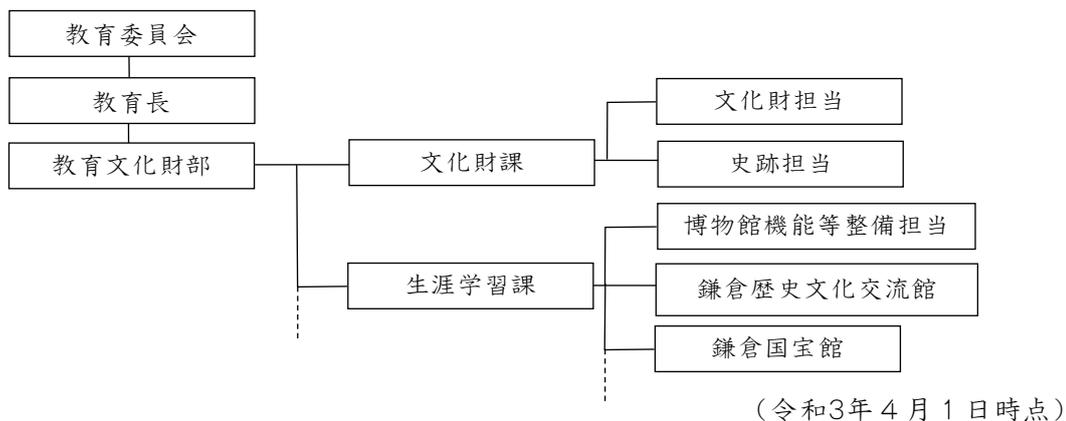
目次

1	教育文化財部所管組織	1
(1)	教育文化財部機構図	
(2)	鎌倉市文化財専門委員会	
(3)	鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会	
2	文化財の指定	4
3	文化財の保存・整備	7
(1)	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
(2)	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
(3)	発掘調査の実施状況	
(4)	発掘調査報告書の刊行	
(5)	発掘調査補助金の交付状況	
(6)	共同研究実施状況	
(7)	指定文化財の保存修理の実施状況	
(8)	鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
(9)	無形文化財の保護・育成	
(10)	文化財の防災対策	
4	文化財の公開活用	22
(1)	鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
(2)	鎌倉市遺跡調査速報展	
(3)	その他の展示	
(4)	遺物貸出セット	
(5)	文化財の貸出・掲載等	
(6)	文化財めぐり	
(7)	郷土芸能大会	
(8)	有償図書一覧	
5	史跡の公有地化・整備維持管理	41
(1)	史跡の公有地化	
(2)	史跡の整備	
(3)	史跡の公開活用	
(4)	市民活動団体との協働による史跡の維持管理	

6	鎌倉国宝館の管理運営	44
(1)	沿革と特色	
(2)	館のあゆみ	
(3)	施設の概要	
(4)	国宝館協議会	
(5)	事業実施状況	
(6)	主な出版物	
(7)	資料関係	
(8)	入館者動向	
7	鎌倉歴史文化交流館の管理運営	54
(1)	沿革と特色	
(2)	施設の概要	
(3)	事業実施状況	
(4)	入館者動向	
8	資料編	58
(1)	鎌倉市内指定文化財件数一覧	
(2)	鎌倉市文化財保護条例	
(3)	鎌倉国宝館条例	
(4)	鎌倉歴史文化交流館条例	
(5)	国指定史跡永福寺跡条例	
(6)	鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例	
(7)	鎌倉市の史跡・包蔵地概要図	

1 教育文化財部所管組織

(1) 教育文化財部機構図



(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存、活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

(50音順)

氏名	分野	役職等
大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民俗学	昭和女子大学教授
奥窪 聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
小林 紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員
佐藤 孝雄	考古学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
皿井 舞	彫刻史	東京国立博物館 学芸研究部 列品管理課 平常展調整室長
鈴木 伸一	植生学	東京農業大学教授
瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館 学芸研究部 保存修復課 保存修復室長
高橋 慎一朗	中世史	東京大学史料編纂所教授
御堂島 正	考古学	大正大学教授

※役職等は令和3年12月末現在

イ 開催状況

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議で開催した。

(ア) 令和3年7月28日(水)

【協議事項】

- ・令和3年度鎌倉市指定文化財指定候補品目の選定等について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・市指定文化財の指定、国指定重要文化財の指定及び国登録文化財の登録について
- ・指定文化財の保存修理の実施状況について
- ・令和3年度文化財関連予算について

(イ) 令和3年11月15日(月)

【諮問事項】

- ・令和3年度鎌倉市指定文化財の指定及び解除について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(ウ) 令和4年1月11日(火)

【答申事項】

- ・令和3年度鎌倉市指定文化財の指定及び解除について(答申)

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議する。委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者、社寺に関係を有する者、市社会教育委員、市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人以内をもって組織し、任期は委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間。

ア 委員名簿

任期 令和3年3月16日～

(区分毎50音順敬称略)

区分	氏名	役職等
学識経験を有する者	高橋 慎一郎	東京大学史料編纂所
公共的団体が推薦する者	出口 律子	鎌倉市観光協会
	奈須 菊夫	鎌倉商工会議所
社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
	角井 司	鶴岡八幡宮
社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	安齋 佳子	小坂小学校
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	河合 克也	深沢中学校
市民	小坂 純	市民委員公募選考
市民	野村 和代	市民委員公募選考

※役職等は令和4年3月16日現在

イ 開催状況

令和2年6月の鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の策定後度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、引き続き進める予定であった基本計画等の策定に遅れが生じていたが、令和3年12月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例を制定し、令和4年3月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会を設置し、第1回委員会を開催した。また、この間、職員による県内外の事例に関する文献調査を実施した。

(ア) 第1回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- ・ 令和4年3月31日(木)

【協議事項】

- ・ 委員長・副委員長の選出
- ・ 現在までの市の取組について
- ・ 「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」について
- ・ 今後のスケジュールについて

2 文化財の指定

令和3年度も、前年度に引き続き、3密（密接・密集・密閉）を避ける等の新型コロナウイルス感染症の防止策を講じながら、調査できる環境にあるものの指定を進めることとし、次のとおり、古文書1件を新たに鎌倉市指定文化財に指定した。

紙本淡彩 海蔵寺境内絵図 一幅

所有者：海蔵寺

年代：寛政3年（1791年）

法量：縦113.8cm 横60.7cm

寛政3年（1791年）に作成された海蔵寺の境内絵図。6紙を縦3列・横2列に貼り継ぎ、1枚の絵図に仕立てている（上部の4紙は縦45.7cm、横29.5cm。下部2紙は縦21.5cm、横29.8cm）。現在は軸装であるが、折り筋の痕跡からみて、かつては縦方向に2折、横方向に4折の形で折り畳まれていたものとみられる。表装上部の裏面には「境内坪数並諸建物之絵図 建長寺塔頭列 相州鎌倉扇谷邑 海蔵寺」と記された別紙が貼られている。

海蔵寺は臨済宗建長寺派の寺院で、応永元年（1394年）に鎌倉公方足利氏満の命をうけた上杉氏定が空外を開山として建立したとされる（「海蔵寺修造勸進状写」）。以後上杉氏ゆかりの寺院として隆盛した。後に衰退し方丈一房を残すだけの状態となったが、永正7年（1510年）に勸進が行われ復興が図られている。後北条氏のもとでは、建長寺領のうちから一貫二百文が充てられており、建長寺の塔頭的存在となっていたようである。

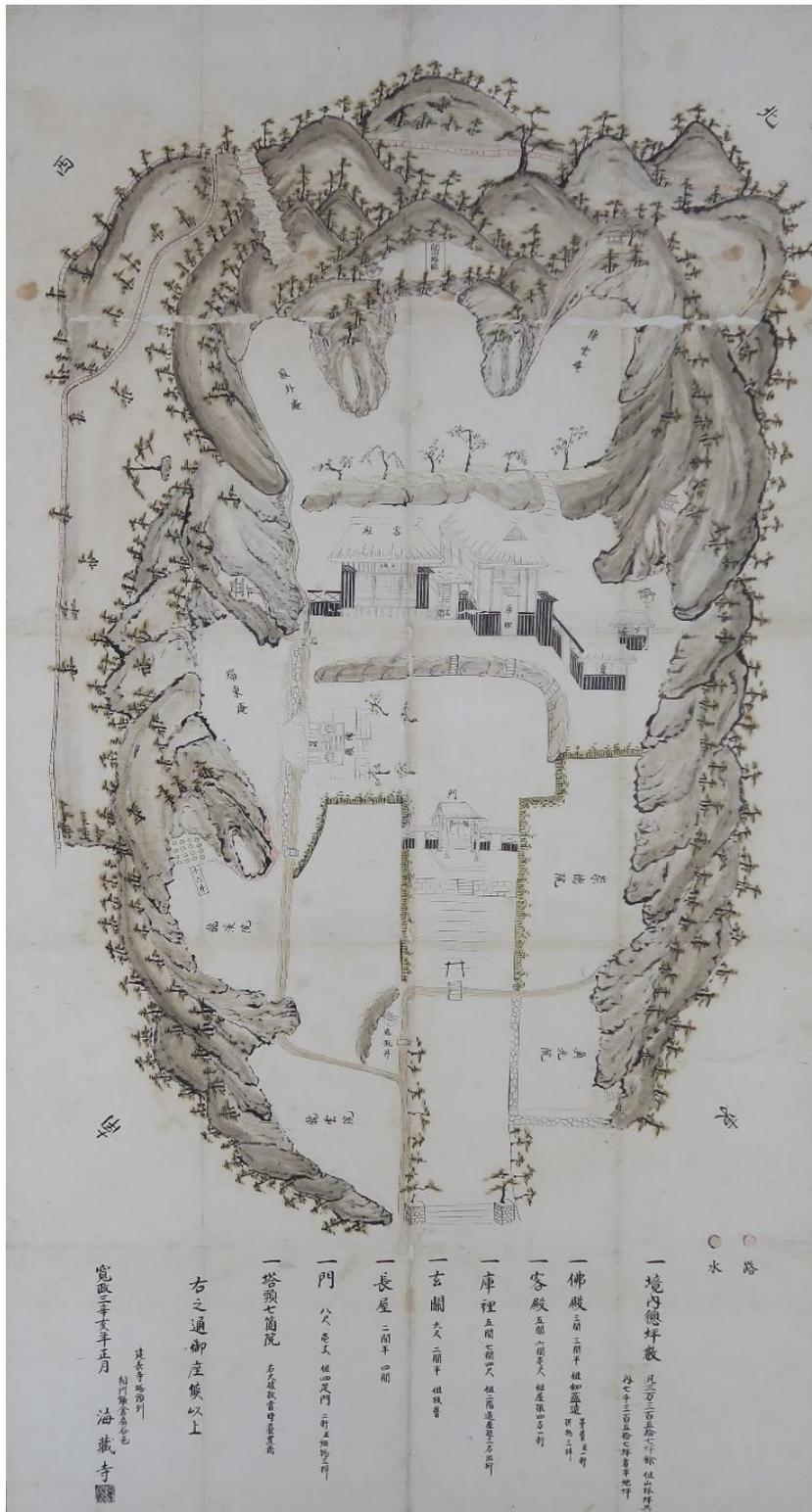
当絵図と同時期に作られた建長寺末の寺院絵図に、寿福寺境内絵図・寿福寺塔頭絵図（以上寛政2年）・報国寺境内絵図・常楽寺境内絵図（以上寛政3年）がある。建長寺所蔵の『建長寺常住日記』の寛政2年（1790年）6月7日条に、寺社の坪数や本堂・山門等の建物や間数等を詳細に描いた絵図を差し出すように命じた朱印状が建長寺に下されていることが確認できるため、海蔵寺境内絵図を含めた上記の寛政年間の絵図は、本山である建長寺へ提出した絵図に関連するものと考えられる。直前の同年6月1日に、江戸幕府が朱印地を持つ寺社に対して坪数及び本堂、山門以下の造作の建坪などを図にして寺社奉行に提出するよう命じており（『憲教類典』）、円覚寺にも寛政3年の境内絵図が残されていることから、鎌倉の各本山寺院に幕府から朱印状が下され、これを受けて、末寺分も取りまとめた境内絵図群が、本山から幕府に提出されたとみられる。

同じように江戸幕府に提出された国絵図の場合、国元に控（写）の絵図が残されるのが一般的であったことから類推して、各寺院には提出した絵図とは別に控の絵図が残されたと考えられ、本絵図もその一つであろう。

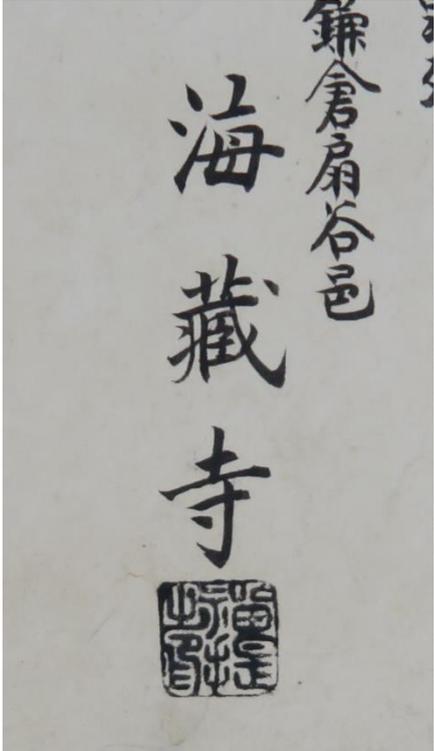
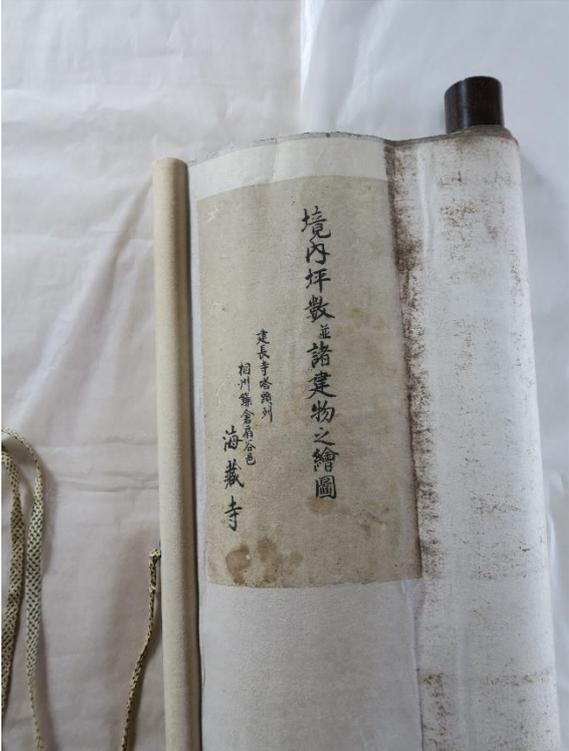
絵図の表現内容としては、表門を入れて南西に仏殿、北西の正面の一段高くなった場所に客殿と庫裡、玄関、長屋、下屋を描く。全体に亘って道路と水路を彩色によって示し、西北部の切り通しを埋め戻した地形や、門・仏殿・客殿の扁額など、細部にも表現が及ぶ。建物等の配置は現在とおおよそ同じである。また参道の並びには、崇徳院、真光院、龍雲院の名が見え、境内のある谷から延びる支谷には、龍溪院、瑞東庵、寂外庵、棲雲庵の名

が記されているが、これらの塔頭には建物が描かれておらず、絵図の下部に記された記述から、大破のため寛政3年当時にはすでに廃絶していたことがわかる。その他、底脱井や十六井、谷奥には社や開山塔跡も記されている。下部には境内の坪数、境内を構成する建物名や規模等を詳細に列記し、方形黒印（印文「福提之印」）を捺す。当時の寺容を知る上で貴重な資料である。

以上の理由から、本絵図は鎌倉市指定文化財に指定するのにふさわしい。



一、境内総坪数 凡三万三百五拾七坪余、但山林坪共
 一、仏殿 三間三間半 但伽藍造
 一、客殿 五間六間老尺、但屋根四方一軒、
 一、庫裡 五間七間老尺、但二階造屋根三方出桁、
 一、玄關 九尺二間半、但板葺、
 一、長屋 二間半、四間、
 一、門 八尺老丈、但四足門、二軒并組物三料
 一、塔頭七箇院 右大破故置置焉、
 右之通御座候、以上、
 建長寺塔頭列
 相州鎌倉扇谷邑
 寛政三辛亥年正月 海藏寺(印)



3 文化財の保存・整備

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和3年4月8日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 所長 太田 康	漏水緊急 工事	令和3年4月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年4月12日	国指定史跡 若宮大路	雪ノ下 一丁目	東京電力パワーグリッド株式会 社藤沢支社長 浅和 信	埋設管取 替	令和3年4月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年4月15日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	個人	仮設足場 設置	令和3年4月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年4月19日	国指定史跡 極楽寺境内・ 忍性墓	極楽寺 三丁目	個人	外構工事	令和3年4月30日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年4月21日	国指定名勝 瑞泉寺庭園	二階堂	宗教法人瑞泉寺 代表役員 大下 一真	庭園保存 修理	令和3年6月18日 文化庁長官許可
令和3年5月11日	国指定史跡 極楽寺境内・ 忍性墓	極楽寺 三丁目	個人	住宅建替	令和3年7月16日 文化庁長官許可
令和3年6月7日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	神奈川県藤沢土木事務所 所長 峯村 徹哉	防災工事	令和3年7月16日 文化庁長官許可
令和3年6月8日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 松嶺院 代表役員 輿 俊道	防災工事	令和3年7月16日 文化庁長官許可
令和3年6月9日	国指定史跡 仏法寺跡	極楽寺 一丁目	神奈川県横須賀三浦地域政総 合センター 所長 能勢 祐二	防災工事	令和3年7月16日 文化庁長官許可
令和3年6月21日	国指定史跡 極楽寺境内・ 忍性墓	極楽寺 三丁目	株式会社 アイワホーム 代表取締役 小島 公平	建物除去	令和3年6月30日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年7月2日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	サウンデ ィング試 験	令和3年7月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年7月13日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井 康充	ボーリン グ調査	令和3年7月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年7月20日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	ガス管調 査	令和3年7月29日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年7月27日	国指定史跡 稲村ヶ崎（新田義 貞徒渉伝説地）	稲村ガ崎 一丁目	東京電力パワーグリッド株式会 社藤沢支社長 浅和 信	電柱移設	令和3年7月29日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年7月29日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	ガス管緊 急工事	令和3年8月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年7月29日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇	水路護岸 工事	令和3年10月15日 文化庁長官許可
令和3年7月30日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	落石防護 網設置	令和3年9月9日 文化庁長官許可
令和3年8月11日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	危険木伐 採	令和3年8月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年8月19日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	ガス管取 替	令和3年9月2日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年9月6日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	住宅建替	令和3年10月15日 文化庁長官許可

令和3年9月6日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	西御門 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇	環境整備	令和3年9月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年9月10日	国指定史跡 稲村ヶ崎(新田義貞 徒渉伝説地)	稲村ガ崎 一丁目	鎌倉市長 松尾 崇	歌碑・説明板設置	令和3年11月19日 文化庁長官許可
令和3年10月4日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田 茂穂	ボーリング調査	令和3年10月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月21日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電柱移設	令和3年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月20日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	東京瓦斯株式会社 導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	ガス管取替	令和3年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月22日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ浜 二丁目	神奈川県知事 黒岩 祐治	交通標識撤去	令和3年11月8日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月25日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	宗教法人瑞泉寺 代表役員 大下 一真	看門寮建替	令和3年11月19日 文化庁長官許可
令和3年10月25日	国指定史跡 寿福寺境内	扇ガ谷 一丁目	宗教法人寿福寺 代表役員 内田 光一	防災工事	令和3年11月19日 文化庁長官許可
令和3年10月27日	国指定史跡 浄光明寺境内	扇ガ谷 二丁目	宗教法人浄光明寺 代表役員 大三輪 龍哉	ブロック塀設置	令和3年12月17日 文化庁長官許可
令和3年10月28日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	西御門 二丁目	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月28日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月28日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月28日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月28日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年10月29日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	鎌倉市長 松尾 崇	標柱設置	令和3年11月8日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月2日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	ガス管取替	令和3年11月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月4日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	神奈川県藤沢土木事務所 所長 峯村 徹哉	仮設事務所・仮設トイレ設置	令和3年11月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月8日	市指定史跡 瓜ヶ谷やぐら群	山ノ内	鎌倉市長 松尾 崇	標柱設置	令和3年11月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月11日	国指定史跡 覚園寺境内	二階堂	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月11日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月15日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	鎌倉市長 松尾 崇	ガードレール取替	令和3年11月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年11月15日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田 南嶺	災害復旧工事	令和4年1月21日 文化庁長官許可

令和3年11月18日	国指定史跡 永福寺境内	扇ガ谷 一丁目	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会 会長 久保田 陽彦	説明板設置	令和3年11月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年12月3日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	宗教法人浄智寺 代表役員 朝比奈 恵温	樹木の伐採	令和3年12月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年12月7日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	鎌倉市長 松尾 崇	カーブミラー設置	令和3年12月8日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年12月7日	国指定史跡 仮粧坂	梶原 五丁目	鎌倉市長 松尾 崇	車止め設置	令和3年12月10日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年12月10日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	宗教法人浄妙寺 代表役員 甲賀 直浩	落石防護網設置	令和4年2月18日 文化庁長官許可
令和3年12月21日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	神奈川県藤沢土木事務所 所長 峯村 徹哉	転落防止柵設置	令和4年1月4日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年1月20日	国指定史跡 若宮大路	小町	三菱地所レジデンス株式会社 第二計画部長 浦手 健司	街灯移設	令和4年1月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年1月28日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	個人	建物除去	令和4年1月28日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年2月2日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	鎌倉市教育委員会 教育長 岩岡 寛人	確認調査	令和4年3月18日 文化庁長官許可
令和4年2月16日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電柱移設	令和4年2月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年2月22日	国指定史跡 若宮大路	雪ノ下 一丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	埋設管取替	令和4年3月2日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年3月3日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人圓應寺 代表役員 今井 耕龍	下水管接続	令和4年3月10日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年3月8日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	A R看板設置	令和4年3月23日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年3月10日	国指定史跡 稲村ヶ崎（新田義貞徒涉伝説地）	稲村ガ崎 一丁目	鎌倉市長 松尾 崇	ソーラー照明灯設置	令和4年3月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年3月15日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	ガス管接続	令和4年3月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和3年3月24日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電柱取替	令和4年3月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年3月30日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	鎌倉市長 松尾 崇	手すり設置	令和4年3月31日 鎌倉市教育委員会許可

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。令和3年度は61件の調査を行った。

No.	遺跡名	遺跡番号	地番	調査面積 (㎡)	工事内容	遺跡有無
1	由比ガ浜南遺跡	315	長谷二丁目 188 番 3 外	9	宅地造成	有
2	鎌倉城	87	長谷五丁目 434 番 3	6	個人住宅	
3	若宮大路周辺遺跡群	242	大町一丁目 1086 番	9	共同住宅	有
4	大慶寺旧境内遺跡	361	寺分一丁目 947 番、948 番	6	個人住宅	
5	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎四丁目 645 番 14	6	個人住宅	
6	鎌倉城	87	極楽寺一丁目 137 番 1	4.5	集合住宅	有
7	高德院周辺遺跡	327	長谷四丁目 536 番 1 の一部	4.5	個人住宅	
8	玉縄城跡	63	植木字植谷戸 266 番 9	4	個人住宅	
9	笹目遺跡	207	笹目町 389 番 1	6	個人住宅	
10	材木座町屋遺跡	261	材木座一丁目 31 番 1	4	個人住宅	
11	月輪寺跡	277	十二所 163 番 5	6	個人住宅	
12	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目 363 番 4	6	個人住宅	
13	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目 363 番 4	6	個人住宅	
14	十二所稲荷小路遺跡	321	十二所字宇佐小路 742 番 3 他	6	個人住宅	
15	政所跡	247	雪ノ下三丁目 975 番 1 の一部	6	個人住宅	
16	西御門遺跡	325	西御門一丁目 75-2	11	宅地造成	
17	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助二丁目 800-4	4	個人住宅	
18	北条時房・顕時邸跡	278	雪ノ下一丁目 261 番 2、261 番 7、261 番 8 及び 261 番 9	1.5	個人住宅 兼店舗	有
19	若宮大路周辺遺跡群	242	由比ガ浜一丁目 118 番 5	4.768	個人住宅	有
20	円覚寺門前遺跡	287	山ノ内 942 番 3、4	4.5	賃貸併用住宅	
21	由比ガ浜南遺跡	315	長谷二丁目 95 番 1	6	個人住宅	
22	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺三丁目 1053 番 4	6	個人住宅	有
23	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目 364 番 9	6.465	個人住宅	

24	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡）	282	雪ノ下一丁目 424 番 4 の一部	6	個人住宅	
25	鎌倉城	87	西御門一丁目 68 番 106	6	個人住宅	
26	由比ガ浜南遺跡	315	長谷二丁目 93-3	4	共同住宅	
27	材木座町屋遺跡	261	材木座六丁目 786 番 3、786 番 8	9	個人住宅	
28	玉縄城跡	63	植木 266 番 11	6	個人住宅	
29	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助二丁目 746 番 6	4	個人住宅	
30	玉縄城跡	63	玉縄三丁目 602 番 9	2.3	その他 （建売り）	
31	今小路西遺跡	201	御成町 176 番 6	6	店舗	有
32	若宮大路周辺遺跡群	242	雪ノ下一丁目 161 番 36	5	集合住宅	有
33	米町遺跡	245	大町二丁目 2344 番 12	6	個人住宅	
34	大倉幕府北遺跡	193	西御門二丁目 681 番 3、5	4	個人住宅	
35	聖福寺跡	223	稲村ガ崎五丁目 780 番 7、9	3	個人住宅	
36	大倉幕府北遺跡	193	西御門二丁目 760 番 4	4	個人住宅	有
37	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目 137 番 21、137 番 22、137 番 35、137 番 36	6	個人住宅 兼店舗	
38	光明寺旧境内遺跡	316	材木座六丁目 867 番 1、854 番 12	6	個人住宅	有
39	武蔵大路周辺遺跡	194	扇ガ谷四丁目 345 番 1、2	4	個人住宅	
40	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎一丁目 263 番 2、264 番 4	3	個人住宅	
41	鎌倉城	87	山ノ内 359 番 1	5.1	個人住宅	
42	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助二丁目 858 番 3	6	個人住宅	
43	長谷小路周辺遺跡	236	由比ガ浜三丁目 1266 番 78 及び 1266 番 79	6	集合住宅	
44	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目 1255 番 1	6	個人住宅	有
45	常楽寺旧境内遺跡	26	大船五丁目 1366 番 17	6	建売住宅	有
46	坂ノ下遺跡	217	坂ノ下 189 番 9、192 番 3	6	個人住宅	
47	川越重頼邸跡	270	浄明寺五丁目 417 番 27	6	個人住宅	
48	若宮大路周辺遺跡群	242	扇ガ谷一丁目 71 番 19	6	個人住宅	有
49	今小路西遺跡	201	由比ガ浜一丁目 217 番 4・217 番 5	6	共同住宅	有
50	勝長寿院遺跡	133	雪ノ下四丁目 488 番 4	6.36	個人住宅	
51	小町大路東遺跡	233	大町一丁目 1171 番 1	1.8	個人住宅	有

52	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目 1809 番 1 ほか 1 筆	6	共同住宅	
53	(采女塚古墳) 向原古墳群	1	由比ガ浜二丁目 1127 番 28	6	個人住宅	
54	笹目遺跡	207	笹目 278 番 3、9	6	個人住宅	
55	材木座町屋遺跡	261	材木座六丁目 651 番 3 の一部	4	個人住宅	
56	北条政村屋敷跡	131	常盤字峯山 652 番 1 の一部	6	集合住宅	
57	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺四丁目 836 番 1 外 7 筆	8	個人住宅	
58	若宮大路周辺遺跡群	242	雪ノ下一丁目 218 番 3 の一部	4.5	個人住宅	有
59	玉縄城跡	63	城廻 390 番 1	12	宅地造成	有
60	大倉幕府跡	253	雪ノ下三丁目 634 番 6	1.25	集合住宅	有
61	材木座町屋遺跡	261	材木座六丁目 792 番 1	2	個人住宅	

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている（同法 92 条）。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。ここでは、工事種別、指示通知別の件数を一覧表にした。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出件数一覧

	92条			93条							94条							93条+94条 合計
	試掘・確認 調査	本発掘 調査	計	現状 保存	発掘 調査	工事 立会	慎重 工事	その他 注意	その他 未指示	計	現状 保存	発掘 調査	工事 立会	慎重 工事	その他 注意	その他 未指示	計	
道路			0							0			1				1	1
鉄道			0							0							0	0
空港			0							0							0	0
河川			0							0							0	0
港湾			0							0							0	0
ダム			0							0							0	0
学校			0							0			1				1	1
住宅		7	7		8	3	14			25							0	25
個人住宅		6	6		3	67	174	2		246							0	246
工場			0							0							0	0
店舗			0		1	2	1			4							0	4
住宅兼		2	2							0							0	0
その他 建物		2	2		1	3	4			8				2			2	10
宅地造成		2	2		2	4	5			11							0	11
土地区画 整理			0							0							0	0
公園造成			0							0							0	0
ゴルフ場			0							0							0	0
観光開発			0							0							0	0
ガス等		1	1			108	162		17	287		1	13	5			19	306
農業基盤			0							0							0	0
農業関係			0							0							0	0
土砂採取			0							0							0	0
その他 開発			0			11	16	2		29			19	4			23	52
自然崩壊			0							0							0	0
遺跡地区 作製等			0							0							0	0
保存目的			0							0							0	0
学術			0							0							0	0
遺跡整備			0							0							0	0
計	0	20	20	0	15	198	376	4	17	610	0	1	34	11	0	0	46	656

(3) 発掘調査の実施状況

ア 鎌倉市教育委員会が実施した緊急発掘調査

鎌倉市教育委員会では国庫補助金の交付を受けて、個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築工事に伴う緊急発掘調査を事業主に代わって実施している。令和3年度に行った発掘調査は5件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積 (㎡)
1	鎌倉城 (No.87)	極楽寺一丁目 136番7、137番3	城館跡	[中世] 土坑34	[奈良～中世] 土器 [中世] 陶器 磁器 (整理箱2箱)	集合住宅(柱状改良工事)	(前年度から継続) R3.4.1 ～ R3.4.9	102.65
2	横小路周辺遺跡 (No.259)	二階堂 字横小路 96番13	城館跡	[中世] 井戸2 溝状土坑3 土坑12 ビット81 溝状遺構4	[中世] 土器 陶器 磁器 瓦 石製品 金属製品 木製品 貝 (整理箱35箱)	個人専用住宅(鋼管杭工事)	R3.5.24 ～ R3.9.7	41.15
3	武蔵大路周辺遺跡 (No.194)	扇ガ谷三丁目 444番	城館跡 都市遺跡	[中世] ビット784 土坑259 溝状遺構15 井戸1	[奈良～中世] 土器 陶器 [中世] 磁器 石製品 金属製品 木製品 果核 (整理箱98箱)	個人専用住宅(鋼管杭工事)	R3.6.17 ～ R4.1.21	108.82
4	甘縄神社遺跡群 (No.177)	長谷一丁目 236番1	城館跡 社寺跡	[中世] 土坑12 ビット7	[奈良] 金属製品 骨製品 [奈良・中世] 土器 [中世] 陶器 磁器 (整理箱10箱)	個人専用住宅(柱状改良工事)	R3.6.28 ～ R3.10.5	56.39
5	大慶寺旧境内遺跡 (No.361)	寺分一丁目 810番1	城館跡	[中世] 竪穴状遺構1 溝状遺構1 ビット4	[古代] 土器 [中世] 土器 陶器 石製品 金属製品 (整理箱1箱)	個人専用住宅(鋼管杭工事)	R4.2.18 ～ R4.3.31 (次年度へ継続)	39.75

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が実施した緊急発掘調査

個人専用住宅や店舗兼個人住宅等以外の開発事業に伴う緊急発掘調査は、原因者負担により民間の発掘調査組織が実施している。令和3年度に行われた発掘調査は17件である。

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積 (㎡)
1	長谷小路周辺遺跡 (No.236)	長谷二丁目115番18	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 竪穴建物6 井戸2 土坑7 ピット6	〔奈良～中世〕 土器 国産陶器 〔中世〕 鉄製品 獣骨 貝殻 (整理箱3箱)	個人住宅	株式会社博通	R3.4.1 ～ R3.4.21	55
2	政所跡 (No.247)	雪ノ下三丁目974番1	官衙跡	〔中世〕 溝2 土坑1 ピット9	〔中世〕 土器 陶器 磁器 木製品 自然遺物(獣骨) (整理箱6箱)	個人住宅	株式会社博通	R3.5.10 ～ R3.5.31	25
3	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目108番14	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 竪穴建物6 井戸2 土坑6 ピット6	〔古代〕 土器 〔中世〕 土器 陶器 磁器 骨格製品 石製品 その他(獣骨) (整理箱7箱)	個人住宅	株式会社博通	R3.5.10 ～ R3.6.11	43.4
4	円覚寺門前遺跡 (No.287)	山ノ内1330番4	遺物散布地	〔近世〕 水田址 〔中世〕 溝状遺構1 ピット10	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 (整理箱7箱)	個人住宅	株式会社博通	R3.6.21 ～ R3.7.21	63.7
5	北条小町邸跡 (泰時・時頼邸跡) (No.282)	雪ノ下一丁目372番8	都市遺跡 遺物散布地 城館跡	〔中世〕 道路遺構2 溝9 土坑6 ピット7	〔中世〕 土器 木製品 瓦 金属製品 貝 動物骨 種子 銭貨 〔中世・近世〕 陶器 磁器 (整理箱39箱)	個人住宅	株式会社齊藤建設	R3.6.1 ～ R3.8.20	53
6	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	大町一丁目1083番5	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 竪穴建物8 溝2 井戸2 土坑1 ピット11	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 金属製品 石製品 獣骨 貝殻 (整理箱7箱)	個人住宅	株式会社博通	R3.6.28 ～ R3.8.4	107.6
7	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	大町一丁目1086番	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 竪穴建物10 井戸5 土坑9 方形土坑1 土坑8 ピット39	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 石製品 木製品 骨製品 金属製品 貝殻 (整理箱10箱)	集合住宅	株式会社博通	R3.7.19 ～ R3.9.8	274.75

8	鎌倉城 (No.87)	極楽寺一丁目 137 番 1	城館跡	〔中世〕 溝状遺構 1 土坑 3 ピット 3	〔奈良～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 鉄製品 獣骨 (整理箱 1 箱)	集合住宅	株式会社 博通	R3.8.26 ～ R3.9.11	126.6
9	由比ガ浜南遺跡 (No.315)	長谷二丁目 188 番 3 外 3 筆 地点	遺物散布地	〔中世〕 土坑 1 ピット 5	〔奈良～中世〕 土器 〔中世・近世〕 陶器 〔中世〕 土製品 金属製品 獣骨 貝殻 (整理箱 1 箱)	宅地造成	株式会社 博通	R3.9.21 ～ R3.10.6	175.46
10	宇津宮辻子幕府跡 (No.239)	小町二丁目 389 番 6	官衙跡	〔中世〕 礎石列 1 井戸 5 溝 5 かわらけ溜り 3 土坑 49 ピット 119	〔奈良～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 土製品 石製品 金属製品 木製品 骨貝 (整理箱 37 箱)	集合住宅	株式会社 博通	R3.9.6 ～ R3.10.29	114
11	福田院跡 (No.220)	極楽寺一丁目 69 番 1 他 2 筆の各一部、70 番 外 8 筆	社寺跡	〔中世〕 かわらけ溜まり 10 道路状遺構 3 墓 5 竪穴状遺構 2 溝状遺構 10 土坑 14 柱穴列 1 井戸 3 鍛冶炉 3 性格不明遺構 20 小穴 36 〔近世〕 溝状遺構 2 畑状遺構 1 井戸 1 性格不明遺構 1	〔中世〕 土器 磁器 陶器 瓦 石製品 木製品 金属製品 銭貨 人骨 (整理箱 33 箱)	宅地造成	武相文化財研究所	R3.10.1 ～ R4.3.31	720
12	玉縄城跡 (No.63)	玉縄三丁目 602 番 16	城館跡	〔中世〕 土坑 2	〔中世〕 石製品 〔中世・近世〕 陶器 〔近世〕 磁器 (整理箱 1 箱)	個人住宅	株式会社 博通	R3.10.4 ～ R3.10.8	21.5
13	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	雪ノ下一丁目 161 番 36	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 溝 2 掘立柱建物 5 板壁建物 7 木組み遺構 3 井戸 2 方形土坑 1 土坑 16 石畳状遺構 1 かわらけ溜り 2 瓦溜り 2 ピット 165	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 石製品 木製品 骨製品 金属製品 貝殻 獣骨 布 (整理箱 98 箱)	集合住宅 2 棟	株式会社 博通	R3.11.10 ～ R4.2.28	249.8
14	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	由比ガ浜一丁目 118 番 5	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 方形竪穴遺構 6 土坑 1 溝状遺構 1	〔弥生〕 石器 〔中世〕 かわらけ 骨角器 銭貨 (整理箱 30 箱)	個人住宅	株式会社 琉河文化財調査研究所	R3.12.1 ～ R4.1.25	124.72

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した発掘調査報告書

令和3年度は15件の発掘調査報告書が刊行された。

No.	遺跡名 (No.)		所在地	調査原因	面積 (㎡)	調査期間		調査組織	刊行 年月
1	玉縄城跡	63	玉縄三丁目602番17	個人住宅	30	R2.11.24	～ R2.12.1	博通	R3.5
2	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町788番9	個人住宅 兼店舗	40	H30.8.6	～ H30.8.31	博通	R3.7
3	西御門遺跡	325	西御門一丁目63番1	宅地造成	25	H30.9.3	～ H30.9.14	博通	R3.8
4	大倉幕府周辺遺跡群	49	二階堂字荏柄38番12.16	個人住宅	30	H30.3.1	～ H31.3.29	博通	R3.11
5	米町遺跡	245	大町二丁目2344番1、2344番4、2346番2	宅地造成	395	H31.4.1	～ R1.7.31	島田組	R3.11
6	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町778番1他13筆	その他建物 (病院)	1300	H29.8.20	～ H30.1.15	イビック	R3.11
7	無量寺跡	196	扇ガ谷一丁目26番10	集合住宅	118	H30.3.5	～ H30.4.20	博通	R3.12
8	長谷観音堂周辺遺跡 坂ノ下遺跡	296 217	長谷三丁目5番5、7番1,4,5	宅地造成	242	H30.4.23	～ H30.6.30	博通	R4.1
9	大倉幕府周辺遺跡群	49	二階堂字荏柄76番12	個人住宅	40	R1.5.16	～ R1.6.15	博通	R4.2
10	東正院遺跡	23	関谷1040番1外4筆、宇東正院999番3の一部外2筆	道路	4500	H30.8.1	～ H31.3.29	かながわ 考古学財団	R4.1
11	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目394番イ、395番1の各一部	集合住宅	78	H30.4.23	～ H30.5.31	博通	R4.3
12	笹目遺跡	207	笹目町431番2、431番7	個人住宅	40	H30.7.2	～ H30.7.31	博通	R4.3
13	正法寺跡	172	山ノ内東管領屋敷173番1	集合住宅	185	H31.2.4	～ H31.3.29	博通	R4.3
14	笹目遺跡	207	笹目町293番7	集合住宅	250	H30.10.1	～ H30.12.14	博通	R4.3
15	公方屋敷跡	268	浄明寺四丁目288番6	個人住宅 兼集合住宅	125	H30.7.23	～ H30.9.22	博通	R4.3

(5) 発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第93条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、平成27年度から補助金を交付している。補助額は発掘調査に要した費用に2/3を乗じた額とし、上限額は120万円としている。令和3年度の補助金認定件数は6件で、補助金交付件数は6件、計7,200,000円を交付した。

(6) 共同研究実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立することを目的として実施した。
令和3年度は学校法人龍谷大学と実施した。

研究課題「鎌倉市内出土文化財の保存修復科学的な調査研究」

実施内容・甘縄神社遺跡群出土金銅製品の保存修復学的基礎実験

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況

【補助対象事業：12件】

〔有形文化財〕

ア 国指定重要文化財 光明寺本堂（令和元～10年度）

半解体修理

イ 国指定重要文化財 円覚寺絹本著色五百羅漢像（令和3～4年度）

第4期。33幅を2年で4幅のペースで修理 管理団体である鎌倉市が実施

ウ 国指定重要文化財 浄光明寺木造阿弥陀如来及両脇侍坐像（令和3年度）

収蔵庫の壁面等にもカビが広がっていることによる修理

エ 国指定重要文化財 建長寺伽藍神像（令和3～5年度）

経年の埃の付着、剥落、銕の腐食・膨張による表面層の浮き上がり等の劣化の修理

オ 国指定重要文化財 浄智寺木造地藏菩薩坐像（令和3年度）

矧ぎ目等の亀裂や表面彩色の浮き上がり等の修理 管理団体である鎌倉市が実施

カ 国指定重要文化財 東慶寺初音蒔絵火取母（令和3～4年度）

経年によるカビや汚れ虫損、過去の修理箇所からの新たな亀裂等に対する修理

キ 国指定重要文化財 円覚寺文書（令和3～4年度）

官宣旨、北条貞時十三年忌供養記の折れ、割れの補修及び屋郎箱の新調など

ク 国登録有形文化財 材木座公会堂（令和3～4年度）

耐震性の補強などを実施

〔史跡〕

ア 国指定史跡 浄智寺境内（令和2～3年度）

保存活用計画策定

イ 国指定名勝 瑞泉寺庭園（令和3～9年度）

環境整備事業

ウ 国指定史跡 名越切通（令和3年度）

防災施設整備事業

エ 国指定史跡 寿福寺境内（令和3年度）

防災施設整備事業

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。令和3年度は、74の対象者に計2,445,000円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ 134,000 円を交付した。

(10) 文化財の防災対策

文化財を災害から守り、適正な管理を実施し、後世に伝えることを目的とする団体である鎌倉文化財防災連絡協議会に対し、防災施設の保守点検にかかる経費などについて補助金を交付している。令和3年度は、補助対象事業費 7,161,349 円の 1/2 以内である 3,580,674 円を交付した。

鎌倉文化財防災連絡協議会 加盟団体 (代表者敬称略)

No.	会 員 名	代 表 者	役員
1	鶴岡八幡宮	吉田茂穂	会長
2	覚園寺	仲田順昌	
3	浄光明寺	大三輪龍哉	
4	龍寶寺	梅田良光	
5	光触寺	小熊大治	
6	建長寺	吉田正道	会計
7	円覚寺	横田南嶺	
8	極楽寺	田中密敬	監事
9	(一財)一条恵観山荘	仲村禎夫	
10	青蓮寺	服部全弘	
11	円應寺	今井耕龍	監事
12	白山神社	小泉茂	
13	来迎寺	林学	
14	英勝寺	柳田法導	
15	常楽寺	雪文良	
16	東慶寺	井上陽司	
17	光則寺	横山仁雄	
18	長勝寺	久村眞道	
19	光明寺	柴田哲彦	
20	壽福寺	内田光一	
21	円光寺	五島弘章	
22	御霊神社	菊地晋介	
23	報国寺	菅原義久	副会長
24	杉本寺	静川慈昭	
25	妙法寺	藤田是光	
26	荏柄天神社	吉田茂穂	
27	熊野神社	若林秀明	
28	大船観音寺	乙川暎元	
29	明王院	仲田晶弘	
30	妙本寺	鈴木良敬	

4 文化財の公開活用

(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

ア 事業の目的

特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内で実施された発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義や出土遺物の紹介などにより、郷土への理解と文化財保護の考えを深めるために実施する。

イ 事業の沿革

平成3年度に第1回を開催してから、令和元年度で第29回の開催となる。特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所（平成20年度までは鎌倉考古学研究所）との共催。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業実施を見合わせた。

(2) 鎌倉市遺跡調査速報展

市内の発掘調査で見つかった遺跡の歴史的な意義の周知、出土遺物の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。上記、鎌倉市遺跡調査・研究発表会の開催日にあわせて実施し、当日報告する調査地点の成果を中心に展示を行っている。令和3年度は令和元、2年度の調査成果を鎌倉歴史文化交流館で実施した。（開期 令和3年7月27日（火）～9月8日（水） 開期中の入館者数1,352人）

(3) その他の展示

前年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、鎌倉駅地下道ギャラリー50において写真パネル展示を行う。また、市役所本庁舎1階市民課前及び鎌倉水道営業所2階文化財課前に展示コーナーを設け、通年を通して出土品の公開を行った。

イ 令和3年度事業実績

(ア) 鎌倉駅地下道ギャラリー50

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業実施を見合わせた。

(イ) 本庁市民課前展示コーナー

過去に市内の発掘調査で出土した中世の陶磁器類のほか、縄文土器、弥生土器等を展示し、数回の展示替えを実施した。



(ウ) 鎌倉水道営業所2階文化財課前展示コーナー
過去に市内の発掘調査で出土した中世の陶磁器類を展示した。



(4) 遺物貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえるよう、授業で使えるように実際に市内の発掘調査で出土した土器などの生活用品をセットにして、随時貸出を行っている。



イ 令和3年度事業実績

学校名	貸出資料
第一小学校	縄文、弥生の土器類 中世の土器類
大船小学校	縄文、弥生の土器類 中世の土器類

大船小学校では、6年生を対象に貸出セットを用いて令和3年6月7日に出前授業を実施した。



(5) 文化財の貸出・掲載等

ア 文化財の貸出

(ア) 通年貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など
埼玉県立歴史と民俗の博物館	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか
埼玉県美里町教育委員会 美里町遺跡の森館	常設展示	瓦
有限会社ビックサークル	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類、 建築部材等

三井不動産レジデンシャルサービス横浜支店	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類等
医療法人徳洲会清川病院	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類、木製品等
株式会社 山安	施設内展示	当該地で出土した陶磁器等
有限会社 ミネモト・サプライ	施設内展示	当該地で出土した陶器、木材等
株式会社 豊島屋	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類等
中杉クリーニングサービス	施設内展示	当該地で出土した陶器等
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館	調査研究	由比ガ浜南遺跡出土の古人骨及び獣骨資料
学校法人 聖マリアンナ医科大学	調査研究	市内各地出土 人骨
帝京大学文化財研究所	調査研究	由比ガ浜中世集団墓地遺跡出土の動物遺体
新潟医療福祉大学	調査研究	市内各地出土 人骨

(イ) 一時貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品	展示期間
公益財団法人馬事文化財団	特別陳列「サムライアーマー」	大倉幕府周辺遺跡群出土の鉄製籠手	令和3年6月26日 ～ 令和3年9月5日
大分県立埋蔵文化財センター	企画展「大分のものふ」	若宮大路周辺遺跡出土柵板他24点	令和3年10月23日 ～ 令和3年12月12日
葛飾区郷土と天文の博物館	特別展「戦国時代の漆器」	佐助ヶ谷遺跡、米町遺跡、若宮大路周辺遺跡群、今小路西遺跡、北条時房・顕時郎跡出土漆工具	令和3年11月13日 ～ 令和3年12月19日
横浜市歴史博物館	企画展「浄土の庭—称名寺境内国史跡指定100年—」	東勝寺跡出土かわらけ	令和3年12月4日 ～ 令和4年1月10日
神奈川県立歴史博物館	特別展「洞窟遺跡を掘る—海蝕洞窟の考古学—」	材木座町屋遺跡出土人骨、長谷小路周辺遺跡出土人骨	令和3年12月4日 ～ 令和4年1月10日

イ 写真等貸出・撮影

(ア) 展示等

貸出先	目的	貸出写真等	展示期間等
神奈川県立歴史博物館	令和4年度特別展での図録・ポスター・チラシ等の広報媒体での画像掲載	永福寺出土瓦	令和3年5月26日 ～ 令和3年5月27日
とこなめ陶の森資料館	資料館の常設展示、常設展示図録掲載	弁ヶ谷遺跡出土 常滑甕	令和3年6月16日 ～ 令和4年3月31日
伊豆の国市教育委員会	企画展「北条義時のうまれた里」	今小路西遺跡出土 青白磁梅瓶写真、 今小路西遺跡出土 白磁四耳壺写真	令和3年10月1日 ～ 令和3年11月28日
中央市豊富郷土資料館	企画展「甲斐源氏浅利氏館はどこだった？」	『鎌倉の埋蔵文化財12』3ページ写真2掘立柱建物群と井戸跡の画像	令和3年10月2日 ～ 令和3年11月28日
岩手県文化振興課	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター常設展示に使用	永福寺再現イメージ図	令和3年11月20日 から
大分県立埋蔵文化財センター	企画展「大分もののふ」の展示パネル・解説資料に使用	永福寺跡写真	令和3年10月23日 ～ 令和3年12月12日
横浜市歴史博物館	企画展「浄土の庭—称名寺境内国史跡指定100年—」の展示パネル	永福寺跡写真	令和3年12月4日 ～ 令和4年1月10日
神奈川県立歴史博物館	特別展「洞窟遺跡を掘る—海蝕洞窟の考古学—」	材木座町屋遺跡出土人骨出土状況写真、長谷小路周辺遺跡出土人骨出土状況写真	令和3年12月4日 ～ 令和4年1月10日

(イ) 書籍等掲載

貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾年月日
株式会社 エディキュープ	『歴史人』7月号	史跡永福寺跡及び 源頼朝墓	令和3年5月13日
株式会社 湘南える新聞社	『湘南える新聞』	史跡法華堂跡	令和3年5月14日
個人	「有角石器の研究 史・集成・課題」『考 古学論攷Ⅲ』	大倉幕府周辺遺跡 43号住居址出土 有角石器実測図	令和3年5月20日
ピストロ バリエテ	配布用チラシ『鎌 倉また聞き通信3 号』	永福寺再現イメー ジ図	令和3年5月25日
株式会社 ユニ・プラン	『散策&鑑賞鎌倉 編』	史跡法華堂跡	令和3年5月26日
株式会社 読売新聞大阪本社	読売新聞夕刊	史跡法華堂跡	令和3年6月17日
戎光祥出版株式会社	野口実『図説 鎌 倉北条氏』	北条時房・顕時邸 跡出土漆器画像	令和3年6月28日
個人	日本動物考古学会 第8回大会におけ る研究発表	由比ガ浜中世集団 墓地遺跡出土馬骨 画像	令和3年7月5日
個人	『金属』8月号掲載 論文	由比ガ浜中世集団 墓地遺跡出土馬骨 画像	令和3年7月14日
神奈川新聞	神奈川新聞文化面	大倉幕府周辺遺跡 群出土の鉄製籠手	令和3年7月20日
株式会社デコ	横浜銀行会員誌 『ようそろ第5号』	史跡法華堂跡写 真、北条義時法華 堂跡出土瓦の撮 影、市内出土捏鉢 の画像	令和3年8月13日
大日本印刷株式会社	ヤマト運輸社内報 クロネコだより 2021年秋号	史跡法華堂跡	令和3年8月23日

株式会社カヤック	「まちのコイン」 説明動画および WEB サイト	史跡法華堂跡	令和3年8月31日
公益財団法人横浜市 ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター	広報紙『埋文よこ はま』44	『鎌倉市埋蔵文化 財緊急調査報告 書』9(第1分冊) 由比ガ浜中世集 団墓地遺跡 図版 28 中段人骨11・ 12の画像、『朝比 奈砦』口絵2上段 3. 納骨堂(南よ り)の画像、『朝比 奈砦』口絵2下段 4. 納骨穴の画像	令和3年9月3日
株式会社島田組 関東支店	3D スキャナ「SOMA」 の営業用カタログ	米町遺跡出土遺物 の図面	令和3年9月8日
株式会社ムーブ	書籍『歴史紀行ガ イド 北条義時の 足跡をたどる旅』 (仮)	史跡法華堂跡及び 史跡永福寺跡	令和3年9月13日
歴史探訪社株式会社	書籍『鎌倉殿を歩 く —1199年の記 憶』	市内史跡	令和3年10月14日
株式会社 インテリジェントタ ーミナル	WEB サイト 「神奈川県大河ド ラマゆかりの地」 (仮)	史跡法華堂跡及び 史跡永福寺跡	令和3年10月19日
株式会社 ソーシャルサービス	雑誌『どきどき』 2022年冬号	史跡法華堂跡	令和3年10月21日
株式会社 ネオパブリシティ	「北条義時と同時 代に生きたキーパ ーソン」(仮)	『鎌倉の埋蔵文化 財』21掲載写真5 北条時房・顕時邸 跡発掘調査写真	令和3年10月27日
戎光祥出版株式会社	伊藤一美『新発 見! 武士の都 鎌 倉の謎を解く』	『鎌倉の埋蔵文化 財』19・21・22掲 載写真5点	令和3年11月4日
株式会社グレイル	書籍『NHK大河ドラ マ・ガイド 鎌倉 殿の13人 前編』 (仮称)	史跡法華堂跡	令和3年11月11日
株式会社 ネオパブリシティ	書籍『北条義時と 同時代を生きたキ ーパーソンたち』 (仮題)	史跡法華堂跡	令和3年11月15日

毎日新聞出版 株式会社	月刊ニュースがわかる特別編 毎日ムック「北条義時と鎌倉がわかる」	史跡法華堂跡、永福寺跡、北条時房・顕時邸跡出土の漆器皿写真	令和3年11月22日、令和3年11月24日
株式会社 旅行読売出版社	旅行雑誌「月刊読売」2月号	史跡法華堂跡	令和3年11月29日
有限会社三猿舎	山本みなみ『史伝北条義時』	水道山遺跡出土土器写真他6点	令和3年11月30日
公益社団法人 鎌倉市観光協会	大河ドラマ「鎌倉殿の13人」ゆかりの地を紹介する映像	史跡法華堂跡及び永福寺跡	令和3年12月1日
株式会社交通新聞社	書籍『JR時刻表』令和4年(2022年)1月25日発行号	史跡法華堂跡	令和3年12月7日
株式会社グレイル	ムック本『鎌倉幕府の「謎」を歩く』(仮称)	史跡法華堂跡及び永福寺跡	令和3年12月13日
株式会社 湘南よみうり新聞社	「鎌倉十三カレンダー」	史跡法華堂跡及び永福寺跡	令和3年12月13日
株式会社アダック	UC カード会員誌『てんとう虫』・セゾンカード会員誌『express』2022年2月号	青磁鎬蓮弁文碗(若宮大路周辺遺跡群出土)、白磁四耳壺(大倉幕府周辺遺跡出土)画像	令和3年12月22日
じゃらん編集部	『じゃらん 大人のちょっと贅沢な旅 2022-2023 春夏号』	史跡法華堂跡	令和4年1月11日
株式会社ランズ	『悠々快適』	史跡法華堂跡	令和4年1月13日
タイムズ24 株式会社	タイムズ駐車場検索のホームページ	史跡永福寺跡	令和4年1月14日
株式会社 JTB パブリッシング	月刊定期購読誌『ノジュール3月号』	史跡永福寺跡	令和4年1月14日
株式会社ランズ	情報誌「悠々快適」2022 春夏号	史跡永福寺跡	令和4年2月3日

株式会社 アーデント・ ウィッシュ	『はいから』春号	史跡法華堂跡	令和4年2月24日
株式会社ルーツ	観光フリーペーパー『旅うらら 鎌倉湘南ガイド MAP Vol.13 Spring』	史跡法華堂跡及び永福寺跡	令和4年3月4日
木簡学会	会誌『木簡研究』インターネット公開	木簡の図版	令和4年3月8日
公益財団法人 ニッポンドットコム	ウェブサイトニュース	今小路西遺跡出土青磁酒会壺、新善行寺跡やぐら出土白磁四耳壺写真	令和4年3月8日
株式会社シフト	J R 東海ツアーズHP	史跡法華堂跡	令和4年3月9日
株式会社 エイコープリント	ドライブ情報誌『Weins』4・5・6月号	史跡法華堂跡	令和4年3月22日
株式会社S I C	ツアー会社のホームページ	大倉幕府周辺遺跡群出土白磁四耳壺の写真、若宮大路周辺遺跡群青磁鎚連弁文碗・白磁口禿皿一括の写真	令和4年3月23日
株式会社 JTB パブリッシング	『JCB THE PREMIUM』	史跡法華堂跡	令和4年3月31日

ウ テレビ等撮影

許可先	番組名	撮影場所	撮影日
株式会社 ドキュメンタリー ジャパン	NHK BS プレミアム・4K 番組『英雄たちの選択』 北条時行編	史跡東勝寺跡	令和3年6月1日
株式会社 オクタゴン	フジテレビ 「世界の何だコレ!? ミステリー」	史跡永福寺跡	令和3年7月12日
NHK 大阪拠点放送局	NHK 歴史番組 「歴史探偵 鎌倉」	鎌倉市内出土遺物、史跡大仏切通、史跡和賀江嶋、若宮大路周辺遺跡群出土青磁魚文皿、若宮	令和3年8月3日、 令和3年8月4日、 令和3年9月16日

		大路周辺遺跡群出土青磁鍋蓮弁文碗、材木座妙長寺裏遺跡出土青磁算木文香炉	
株式会社 日能研関東	YouTube 日能研関東公式チャンネル	史跡和賀江嶋	令和3年9月28日
株式会社 テイク・ファイブ	NHK大河ドラマ『鎌倉殿の13人』関連番組『鎌倉殿の13人紀行』第1回	史跡大仏切通	令和3年10月23日
株式会社 グループ現代	NHK総合テレビ番組「50 ボイス・鎌倉殿の13人PR特番」	史跡法華堂跡	令和3年11月4日
有限会社現在位置	イープラスストーリーミング+	史跡法華堂跡	令和3年11月30日
株式会社E & W	NHK「鎌倉殿サミット2022 源頼朝の死をめぐるミステリー」	史跡法華堂跡及び永福寺跡	令和3年12月2日
テレコムスタッフ株式会社	NHKBS-1のテレビ番組「チャリダー」	史跡法華堂跡	令和3年12月3日
合同会社 カラボックス	BS11「偉人 素顔の履歴書」#14北条義時編	若宮大路周辺遺跡群出土三鱗文漆器皿2点、円覚寺門前遺跡出土三鱗文漆器皿、義時法華堂跡出土軒平瓦	令和3年12月28日
株式会社 ドキュメンタリー ジャパン	NHKBSプレミアム「まいにち養老先生ときどき…2022冬」	史跡法華堂跡	令和4年1月18日
株式会社 朝日新聞社	「朝日新聞ポッドキャスト ニュースの現場から」	史跡法華堂跡	令和4年2月4日
有限会社 マジックボックス	NHK-Eテレ『沼にハマってきいてみた』	史跡法華堂跡	令和4年2月7日
株式会社 オクタゴン	フジテレビ『世界の何だコレ!?ミステリー』	史跡法華堂跡	令和4年2月21日
株式会社 テレビジョン フィールド	BS松竹東急『号外!日本史スクープ砲』	史跡法華堂跡	令和4年2月22日
NHK 横浜放送局	NHK「首都圏ネットワーク」	史跡法華堂跡	令和4年2月23日

NHK 大阪放送局	NHK 『歴史探偵』	国指定史跡永福寺跡経塚出土経筒、櫛、櫛の画像	令和4年3月29日、 令和4年3月30日
-----------	------------	------------------------	-------------------------

エ 資料調査対応等

調査者	資料名	承諾日
葛飾区郷土と天文の博物館	佐助ヶ谷遺跡、米町遺跡、若宮大路周辺遺跡群、今小路西遺跡、北条時房・顕時邸跡出土漆工具	令和3年6月16日
大分県立埋蔵文化財センター	永福寺跡出土経筒、今小路西遺跡出土青磁等24点	令和3年6月28日
個人	若宮大路周辺遺跡群他出土鑄造関連遺物	令和2年7月16日
神奈川県立歴史博物館	史跡永福寺跡出土瓦	令和3年8月12日
個人	最明寺北亭跡出土遺物及び調査写真	令和3年11月30日

(6) 文化財めぐり

ア 事業の目的

市民等を対象に市内に存する文化財を紹介し、文化財愛護の機運を醸成するため事業を行うことを目的に実施する事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和元年度、令和2年度に引き続き令和3年度も事業実施を見合わせた。

(7) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るため、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、20団体が加盟している。

今泉はやし会	光明寺（声明）
大船鎌倉囃子保存会	腰越天王囃子保存会
鎌倉神楽（大町）	小袋谷囃子会
鎌倉神楽（御霊神社）	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽保存会	材木座囃子連中
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子山崎保存会	坂ノ下囃子連
鎌倉鳶職組合木遣保存会	台祭囃子保存会
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	面掛行列（御霊会）
建長寺鎌倉流御詠歌講	山之内囃子保存会

イ 第51回鎌倉郷土芸能大会開催実績

(ア) 祭ばやし大会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団感染の発生リスクが高い3密（密接・密集・密閉）を回避することが困難であったことから、実施を見送った。

(イ) 郷土芸能大会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団感染の発生リスクが高い3密（密接・密集・密閉）を回避することが困難であったことから、実施を見送った。

(8) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介)

図書名	体 裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行/ A5判/総頁70ページ /頒価400円	◇石造 手水鉢(鶴岡八幡宮)◇石造 供養塔 (薬王寺)◇石造 板碑(光照寺)◇紙本著色 束帯天神像 附 紙本墨書 天神名号(荏柄 天神社)◇木造 栄西禅師坐像(寿福寺)◇ 木造 達磨大師坐像(寿福寺)◇木造 阿弥陀 如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺)◇平井家文 書(平井恒太郎)◇新撰菟玖波集(附箱極札二 葉)(鶴岡八幡宮)◇大光明蔵(瑞泉寺)◇太 平尼寺出土品 青磁蓋付鎚文壺 古瀬戸黄緑 釉尊形花器(別願寺)◇千葉ヶ谷横穴群(田崎 文康)◇フユザクラ(瑞泉寺)◇クロガネモチ (光明寺)◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行/ A5判/総頁72ページ /頒価420円	◇石造 板碑(海蔵寺)◇紙本墨画 十六羅漢 図(報国寺)◇紙本墨画 白衣観音図(寿福寺) ◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺)◇木造 阿弥陀如来立像(蓮乗院)◇木造 阿弥陀如来 坐像(覚園寺)◇木造 大覚禅師坐像(建長寺) ◇木造 仏燈国師坐像(竜峰院)◇木造 伝聖 観音菩薩坐像(竜峰院)◇木造 散蓮華蒔絵前 机(妙本寺)◇ 典籍 大覚禅師語録(附箱) (建長寺)◇典籍 仏燈国師語録(附箱)(建 長寺)◇ビャクシン(成福寺)◇イチョウ(妙 本寺)◇ビャクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行/ A5判/総頁76ページ /頒価450円	◇石造 板碑(元徳四年銘)(薬王寺)◇石造 宝塔(大慶寺)◇絹本墨書 地藏菩薩像(高德 院)◇絹本著色 奇文和尚像(松嶺院)◇木造 聖観音菩薩半跏像(禅居院)◇銅造 観音菩薩 立像(青蓮寺)◇木造 如意輪観音坐像(光明 寺)◇木造 住吉神倚像(鶴岡八幡宮)◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺)◇木

		造 古位牌(海蔵寺)◇石櫃(覚園寺)◇庚申塔(文政八年銘)(御霊神社)◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市)◇ヤマザクラ(市原虎の尾)(安国論寺)◇シロシダレ(鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行/ A5判/総頁80ページ /頒価500円	◇絹本淡彩墨画 曇芳和尚像 附 東海昌俊筆点眼法語(仏日庵)◇木造 釈迦如来坐像(常楽寺)◇木造 毘沙門天立像(円光寺)◇木造 地藏菩薩坐像(仏日庵)◇木造 文殊菩薩騎獅半跏像(円覚寺(正統院))◇木造 文殊菩薩坐像(極楽寺)◇木造 思円房叡尊(興正菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 良観房忍性(菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 五大明王像 附 胎内納入品(明王院)◇剣(仏日庵)◇紙本墨書 不聞契聞墨跡(仏日庵)◇サザンカ(安国論寺)
鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行/ A5判/総頁68ページ /頒価370円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装)(瑞泉寺)◇紙本著色朱衣達磨図(瑞泉寺)◇紙本墨画芦雁図二曲屏風(成福寺)◇木造韋駄天立像(浄智寺)◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺)◇木造伽藍神倚像(寿福寺)◇木造千手観音坐像(建長寺)◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大慶寺)◇木造荒神立像(浄妙寺)◇木造 聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(覚園寺)◇木造聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(建長寺)◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁額一幀)(黄梅院)◇鎌倉木遣唄(鎌倉鳶職組合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行/ A5判/総頁64ページ /頒価480円	◇絹本著色猿猴図(建長寺)◇絹本著色錦江和尚像(建長寺)◇絹本著色靈照女図(鎌倉市)◇絹本著色頬焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺)◇木造阿弥陀如来立像(九品寺)◇木造宝冠釈迦如来坐像(附 胎内銘札一枚)(白雲庵)◇木造仏乗禪師坐像(報国寺)◇木造聖観音菩薩坐像(明月院)◇木造 光明寺世代像(光明寺)◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)

鎌倉の文化財 第16集	平成3年10月刊行/ A5判/総頁66ページ /頒価520円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本著色日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画白衣観音像(松嶺院) ◇紙本著色洋乎和尚像(報国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(浄智寺) ◇木造観音三十三応現身立像(長谷寺) ◇木造樞翁妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰源院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造 桃溪徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(浄智寺) ◇紙本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第17集	平成10年2月刊行/ A5判/総頁72ページ /頒価540円	◇絹本著色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本著色中峰和尚像(明月院) ◇紙本著色指月和尚像(明月院) ◇板絵著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野権現坐像(附木造隨身半跏像二軀・木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造釈迦如来及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光明寺) ◇浄光明寺文書(浄光明寺) ◇河内家文書(個人)
鎌倉の文化財 第18集	平成11年3月刊行/ A5判/総頁74ページ /頒価530円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造浄光明寺阿弥陀堂(附棟札)(浄光明寺) ◇木造浄光明寺山門(浄光明寺) ◇絹本著色夢窓和尚像(瑞泉寺) ◇紙本著色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀如来立像(浄妙寺) ◇紙本著色建長寺境内絵図(建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神楽(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓所(浄光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第19集	平成12年9月刊行/ A5判/総頁68ページ /頒価380円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月観音図(円覚寺) ◇木造歓喜天立像(巨福呂坂町内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇

		東慶寺縁切文書(東慶寺)◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市)◇荏柄天神社文書(荏柄天神社)◇相馬師常墓やぐら(鎌倉市)◇ビヤクシン(浄光明寺)◇ビヤクシン(イブキ)(建長寺)
鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行/ A5判/総頁75ページ /頒価240円	◇木造光明寺総門(光明寺)◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書(荏柄天神社)◇絹本著色白衣観音像(建長寺)◇木造薬師如来及び両脇侍菩薩像(海蔵寺)◇木造聖徳太子立像(成福寺)◇木造虚空蔵菩薩坐像(成福寺)◇紙本著色鶴岡八幡宮境内絵図(鶴岡八幡宮)◇紙本著色光明寺境内絵図(光明寺)◇紙本墨画浄光明寺敷地絵図(浄光明寺)◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記(建長寺)◇木造報恩寺梁牌銘(瑞泉寺)◇慈恩院年貢枿(浄光明寺)
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行/ A5判/総頁62ページ /頒価600円	◇木造熊野神社本殿(熊野神社)◇絹本著色蓮池図(建長寺)◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(来迎寺)◇木造毘沙門天立像(常楽寺)◇木造釈迦如来坐像(浄妙寺)◇銅造梵鐘(円覚寺)◇銅造梵鐘(円覚寺)◇板締染型板(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行/ A5判/総頁78ページ /頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿(鶴岡八幡宮)◇絹本著色地藏菩薩図(鎌倉市)◇絹本著色羅漢図(報国寺)◇絹本著色釈迦三尊図(建長寺)◇木造宝冠釈迦如来坐像(妙本寺)◇木造釈迦如来坐像(東慶寺)◇木造夢窓国師坐像(黄梅院)◇銅造観音菩薩御正躰(八雲神社)◇銅造鑿子(円覚寺)◇紙本著色極楽寺境内絵図(極楽寺)

<p>鎌倉の文化財 第23集</p>	<p>平成31年3月刊行／ A5判／総頁74ページ ／頒価600円／ 重量163g</p>	<p>◇絹本着色 若宮八幡神図(鎌倉市)◇紙本着色 達磨図(建長寺)◇木造 阿弥陀如来立像(英勝寺)◇木造 釈迦如来坐像(建長寺)◇木造 地藏菩薩坐像(建長寺)◇木造 釈迦如来坐像(覚園寺)◇銅造 灌仏盤(円覚寺)◇木簡(天平五年銘)(鎌倉市)◇木簡(鎌倉市)◇白磁四耳壺(鎌倉市)</p>
------------------------	---	---

・『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷 坂ノ下村編	昭和50年10月刊行/ A5判、上製本／総頁341 ページ／頒価2,000円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念仏講中、坂ノ下の安齊松平氏、三橋三郎氏、長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音春氏、東京大学史料編纂所、富山県立図書館所蔵史料計247点を収録。
十二所編	昭和51年8月刊行/ A5判、上製本／総頁500 ページ／頒価2,500円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏の3氏所蔵、および山口家旧蔵の文書133点を収録。東慶寺領および明月院領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和52年10月刊行/ A5判、上製本／総頁598 ページ／頒価2,600円	昭和49年4月に鎌倉市指定文化財（文書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏所蔵文書のうち寛永期～天明期までの202点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和53年12月刊行/ A5判、上製本／総頁562 ページ／頒価2,800円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏所蔵文書のうち、寛政期～明治期までの文書等285点を収録。旧小袋谷村に関する貴重な史料として価値が高い。
浄明寺編 二階堂編 西御門編 （上・下2冊揃）	昭和56年3月刊行/ A5判、上製本／総頁800 ページ／頒価6,100円	林邦雄氏所蔵の史料84点、城田梅吉氏所蔵の史料34点、鈴木長八郎氏所蔵の史料13点を収録。
手広編（1） 内海家（上）	昭和58年3月刊行/ A5判、上製本／総頁244 ページ／頒価3,200円	内海賢弑氏所蔵の文書等40点を収録。慶安元年～文久元年までの史料を所収。
手広編（2） 内海家（中）	昭和59年3月刊行/ A5判、上製本／総頁519 ページ／頒価4,000円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正19年～明治31年までの史料を所収。

手広編（３） 内海家（下）	昭和 62 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 338 ページ／頒価 3,300 円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の 帳簿類を中心に 68 点の文書等を所収。
手広編（４） 和田家（上）	平成 2 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 390 ページ／頒価 3,800 円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正 19 年 ～元治 2 年までの文書等 103 点を収 録。文化・文政年間の証文・帳簿・文 書類を中心とした史料群。
手広編（５） 和田家（中）	平成 3 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 372 ページ／頒価 4,000 円	和田家（上）に続き、和田寿夫氏所蔵 史料のうち、天明 6 年～明治 20 年ま での文書等 63 点を収録。証文・帳簿類を はじめ、幕府や明治政府の達など多岐 にわたる。
手広編（６） 和田家（下） 内海家補遺	平成 5 年 12 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 359 ページ／頒価 4,000 円	和田寿夫氏所蔵史料の 29 点及び補遺 として内海宏次氏所蔵史料のうち 140 点を収録。巻末に片桐一男氏の略解題 を付す。
扇ガ谷編（１） 河内家（１）	平成 10 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／ 総頁 313 ページ／頒価 4,800 円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永 12 年から天保 11 年までの文書等 105 点を 収録。工匠河内家が作事、普請を手が けた英勝寺に関する文書等を多数掲 載。
扇ガ谷編（２） 河内家（２）	平成 14 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 326 ページ／頒価 2,600 円	河内家文書の続編。天保 11 年～嘉永 7 年までの文書等 47 点を収録。英勝寺に 関する文書が中心であるが、光明寺山 門に関する文書等も収録。

・『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定) 藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 246 ページ/ 頒価 1,000 円	中央公民館（現：鎌倉生涯学習センター）建設に伴う発掘調査の報告。14 世紀の方形竪穴建築址、15 世紀の土壇墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 214 ページ/ 頒価 900 円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報告。武家屋敷と推定される 13～14 世紀の遺構群を発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 182 ページ/ 頒価 1,000 円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建される以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 84 ページ/ 頒価 500 円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴う発掘調査の報告。縄文時代後期の竪穴住居跡 5 軒、埋甕 3 基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 8 月刊行/ B 5 判/総頁 38 ページ/ 頒価 300 円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝からは「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くのにの井の四郎入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 （鎌倉市文化財資料 第 7 集）	昭和 46 年 12 月初版刊行/ A 5 判/総頁 356 ページ/ 頒価 1,000 円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り 225 名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた話の内容は多岐にわたり興味深い。

5 史跡の公有地化・整備維持管理

(1) 史跡の公有地化

令和3年度は史跡永福寺跡の公有地化を行った。

史跡指定地内の民有地 106.11 m²を買収。買収に当たっては建物及び土地の評価を行い、更地にて買い取った。

(2) 史跡の整備

ア 史跡大町釈迦堂口遺跡

指定地内の隧道が崩落する危険があることから立入禁止としているが、史跡の保護と隧道の通行の再開に向け、平成28年度に崩落危険性調査、平成29年度に崩落対策工事基本設計、平成30年度に施工計画検討業務、令和元年度に崩落対策工事詳細設計を実施した。

令和2年度から工事实施の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため先送りし、令和3年度から2か年の工期で着工した。

イ 令和3年7月の大雨被害への対応

史跡永福寺跡

※指定地内斜面の倒木により近隣家屋へ被害を与えたほか、近隣住宅地一帯の停電の原因となった。応急の倒木処理を実施したのち、倒木のあった斜面全体の枯損木・危険木を伐採した。併せて、令和2年7月の大雨以降、断続的に小規模な土砂崩落が発生していた斜面においても、この大雨で小規模な崩落があったため、当該箇所には落石防止網を設置した。

ウ 史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送に合わせ、北条義時法華堂跡で下記の整備を実施した。

- ・スマートフォンやタブレットを通し、現地で法華堂を体感できるアプリ「AR北条義時法華堂」を湘南工科大学と共同で制作、公開
- ・AR起動用看板の設置（3箇所）
- ・史跡説明板（発掘調査成果、近世墓、三浦やぐら）の設置
- ・法華堂跡遺構標示（木杭及び玉石による）
- ・大江広元墓等近世墓へ至る階段の手摺設置
- ・転落防止標示を兼ねたアジサイの植栽

エ 維持管理

史跡指定地内市有地の草刈りや危険木の伐採、案内板の設置などを計 10 史跡、延べ 33 回実施した。

(3) 史跡の公開活用

ア 市主催説明会等

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、史跡でのイベント等は行わなかった。

イ 史跡永福寺跡使用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
二階堂親和会	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	防災倉庫及び掲示板の設置
株式会社オクタゴン	令和 3 年 7 月 15 日	番組撮影
株式会社 E & W	令和 3 年 12 月 2 日	番組撮影

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワーグリッド株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワーグリッド株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワーグリッド株式会社	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	鎌倉市	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	防災無線用地
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	令和 3 年 5 月 22 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	電柱用地

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおりNPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で史跡の維持管理活動を行った。

令和3年5月20日	法華堂跡①
令和3年6月3日	大町釈迦堂口遺跡①
令和3年6月10日	北条氏常盤亭跡①
令和3年7月7日	大町釈迦堂口遺跡②
令和3年7月8日	北条氏常盤亭跡②
令和3年7月20日	東勝寺跡①
令和3年8月6日	大町釈迦堂口遺跡③
令和3年9月14日	大町釈迦堂口遺跡④
令和3年9月16日	永福寺跡①
令和3年9月30日	東勝寺跡②
令和3年10月7日	北条氏常盤亭跡③
令和3年10月14日	法華堂跡②
令和3年11月4日	北条氏常盤亭跡④
令和3年11月18日	北条氏常盤亭跡⑤
令和3年11月25日	北条氏常盤亭跡⑥

6 鎌倉国宝館の管理運営

(1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉を訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っている。

当館は、大正12年に発生した大正関東地震で、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が失われたことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立された。

「国宝館」の名称は、当館設立当時施行されていた、古社寺保存法やこの法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来する。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継がれており、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財を、良好な環境の下で安全に保管するとともに、平常展示や特別展示において、広く公開している。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、こうしたものを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっている。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を特別展示の図録や入門書等として刊行するとともに、列品解説、「国宝館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めている。

(2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては、趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館した。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となった。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実を図り、平成8年には公開承認施設に認定された。

平成12年には校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録された。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、26年には本館展示場の空調設備の大規模修繕、28年には新館エレベーターの改修を行った。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、平成21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置、平成28年度から平成31年度にかけて、免震装置付展示ケースを導入するなど、収蔵資料の安全な保管に努めている。

昭和3年4月 町立鎌倉国宝館開館

昭和4年3月 国宝保存法制定

昭和 14 年 11 月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和 20 年 6 月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8 月	一時閉館
10 月	再開館
昭和 21 年 5 月	疎開していた資料復歸
昭和 23 年 10 月	創立 20 周年祝賀式典開催
昭和 25 年 5 月	文化財保護法制定
昭和 26 年 5 月	勸告・承認出品施設となる
12 月	博物館法制定
昭和 27 年 8 月	登録博物館となる
10 月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和 30 年 11 月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和 44 年 3 月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和 45 年 11 月	友の会発足
昭和 49 年 10 月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和 58 年 12 月	新館（収蔵庫）竣工
平成 3 年 3 月	本館（展示場）改修
平成 8 年 12 月	公開承認施設となる
平成 12 年 5 月	本館が登録有形文化財に登録される
平成 20 年 12 月	収蔵庫に免震装置を設置
平成 21 年 12 月	本館彫刻展示場に免震装置を設置
平成 26 年 3 月	本館空調設備改修
平成 29 年 3 月	新館エレベーター改修
平成 28～令和元年度	本館彫刻展示場に免震装置付展示ケースを設置
令和 3 年 3 月	本館彫刻展示場に架台付免震台を設置

(3) 施設の概要

ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m ²
建築面積	1,338.65 m ²
	本館 798.84 m ²
	新館 539.81 m ²
延床面積	2,270.54 m ²
	本館 1,189.84 m ²
	新館 1,080.69 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
	本館 地上 2 階
	新館 地上 2 階、地下 1 階

内 容	本館 1 階 (収蔵庫)	388.03 m ²
	2 階 (展示場)	594.92 m ²
	新館 1 階 (館長室、事務室等)	344.19 m ²
	2 階 (収蔵庫)	378.00 m ²
	地階 (機械室、修理室、収蔵庫等)	358.50 m ²

イ 開館時間・休館日

午前 9 時～午後 4 時 30 分 (入館は 4 時まで)

月曜日(休日の場合は次の平日)

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末等

ウ 観覧料

平常展示

一般 300 円 (210 円) 小・中学生 100 円 (70 円)

特別展 (秋季特別展 以外)

一般 400 円 (300 円) 小・中学生 200 円 (100 円)

特別展 (秋季特別展)

一般 600 円 (500 円) 小・中学生 200 円 (100 円)

※ () 内は 20 名以上団体料金

※市内の小・中学生および 65 歳以上の市民は無料

(4) 国宝館協議会

委員定数 6 名 任期 2 年

○令和元年 11 月 15 日～令和 3 年 11 月 14 日まで (敬称略)

会 長 八幡義信 (元鎌倉女子大学教授)

副会長 錦昭江 (鎌倉女学院中・高等学校校長)

大三輪龍哉 (宗教法人浄光明寺代表役員)

副島弘道 (大正大学名誉教授)

牧野久実 (鎌倉女子大学教授) ※新任

吉田茂穂 (宗教法人鶴岡八幡宮宮司)

○令和 3 年 11 月 15 日～令和 5 年 11 月 14 日まで (敬称略)

会 長 薄井和男 (前神奈川県立歴史博物館館長)

副会長 錦昭江 (鎌倉女学院中・高等学校校長)

大三輪龍哉 (宗教法人浄光明寺代表役員)

瀬谷愛 (東京国立博物館 学芸研究部保存修復課 保存修復室長)

牧野久実 (鎌倉女子大学教授)

吉田茂穂 (宗教法人鶴岡八幡宮宮司)

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

鎌倉の至宝	(令和3年4月1日～5月9日) 34日間
鎌倉と浄土宗	(令和3年5月15日～7月4日) 44日間
仏像入門—とびこめ! 仏像ワンダーランド—	(令和3年7月10日～8月22日) 39日間
国宝 鶴岡八幡宮古神宝	(令和3年8月28日～9月30日) 29日間
間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館—その知られざる物語—	(令和3年10月9日～12月5日) 50日間
肉筆浮世絵の美—氏家浮世絵コレクション—	(令和4年1月4日～2月13日) 36日間
ひな人形—みやびのうつろひ—	(令和4年2月19日～3月27日) 32日間

イ 主な調査研究

・重要文化財 十八羅漢図(光明寺蔵)等 調査・撮影	令和3年8月
・源頼朝像(鶴岡八幡宮蔵)等 調査・撮影	令和3年10月
・国宝 当麻曼荼羅縁起絵巻(光明寺蔵)等 調査・撮影	令和4年1月
・籬菊螺鈿蒔絵硯箱模造(鶴岡八幡宮蔵)等 調査・撮影	令和4年2月
・浮世絵版画(中央図書館蔵)等 調査・撮影	令和4年3月

ウ 主な収蔵品貸出

・鎌倉市指定文化財 地藏十王図(建長寺)	神奈川県立歴史博物館	令和3年6月
・頼朝一代記絵巻(鶴岡八幡宮) 他	鎌倉歴史文化交流館	令和3年9月
・牡丹文大香合(鎌倉国宝館) 他	鎌倉彫資料館	令和4年2月
・国宝 籬菊螺鈿蒔絵硯箱(鶴岡八幡宮)	MOA美術館	令和4年3月

エ 出版

- ・特別展図録
『生誕150年記念 間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館—その知られざる物語—』刊行
- ・『鎌倉市教育委員会文化財調査研究紀要』第4号 刊行

オ 普及活動

(講座)

○出張講座

- ・令和3年11月25日(木)開催 於・鎌倉女子大学中等部
講師:石井千紘(鎌倉国宝館学芸員)
受講者数:34名
※12月14日(火)に、生徒34名と引率教員2名が来館し、
掛軸の取扱い等体験学習を実施。
- ・令和3年11月30日(火)開催 於・横浜市立大学(オンライン)

講師：梶淵規彰（生涯学習課指導監）

「総合講義（鎌倉・金沢を知る）」

鎌倉市における歴史的遺産と共生するまちづくりの取組について」

受講者数：200名

・8月18日（水）～8月24日（火）※実質4日間

博物館実習（大学生4名）

・展示替えにおける学芸員交流（3回、延べ3日間）

○列品解説

・毎週水曜日午前10時30分及び土曜日午後2時開催 実施回数12回

○特別解説

・随時 実施回数28回（学校教育9回含む）

○「鎌倉の名宝」（広報かまくらに掲載）

令和3年12月1日号 No.109・仏乗禅師度牒（神奈川県・報国寺）

○鎌倉国宝館友の会における講演

・令和3年5月26日（水）及び28日（金）

講師：有山佳孝（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「鎌倉大仏－みほとけの歴史と幻の大仏殿－」

・令和3年7月29日（木）及び30日（金）

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）

「北条義時の造仏」

・令和3年9月28日（火）及び30日（木）

講師：大澤泉（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「頼朝以前－頼朝はなぜ鎌倉を選んだか－」

・令和3年10月20日（水）及び10月29日（金）

講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

「間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館」

・令和4年1月19日（水）

講師：山本みなみ（鎌倉歴史文化交流館会計年度学芸員）

「北条義時とその時代」

・令和4年3月24日（木）

講師：山本勉（鎌倉国宝館長）

「鎌倉殿と運慶」

(6) 主な出版物

- 鎌倉国宝館収蔵名品目録
- 鎌倉国宝館収蔵名品目録（英訳版）
- 鎌倉国宝館直伝！仏像のキホン（日本語・英語・仏語・中国語〔繁・簡〕・韓国語版）
- 北条時頼とその時代
- 鎌倉ゆかりの天神さま—荏柄天神社宝物と常盤山文庫コレクション—
- 鎌倉 meets 東大寺～武家の古都と南都をつなぐ悠久の絆～
- 中世鎌倉寺社絵図の世界
- 鎌倉公方足利基氏—新たなる東国の王とゆかりの寺社—
- 鎌倉国宝館 1937-1945 —戦時下の博物館と守り抜かれた名宝—
- 源実朝とその時代
- 名宝巡礼—古都鎌倉の祈りのかたち
- 国宝 鶴岡八幡宮古神宝
- 生誕 150 年記念 間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館—その知られざる物語—
- 鎌倉国宝館図録
- ※1-3 鎌倉の彫刻 1 - 3
- ※4 鎌倉の肖像画
 - 5 鎌倉の絵巻
- ※6 鎌倉の仏画
- ※7 鎌倉の漆器
- ※8 鎌倉の肖像彫刻
- ※9 鎌倉の水墨画
- ※10 鎌倉の石塔
- ※11 鎌倉の古鐘
- ※12 鎌倉の仏像
- ※13 鎌倉の史跡
- ※14 鎌倉の中世建築
- ※15 鎌倉の古絵図 I
 - 16 鎌倉の古絵図 II
 - 17 鎌倉の古絵図 III
- ※18 鎌倉の中世出土遺品
 - 19 鎌倉彫
- ※20 鎌倉の墨蹟
 - 21 鎌倉の五輪塔
 - 22 鎌倉の宝篋印塔
 - 23 鎌倉の石仏・宝塔
- ※24 鎌倉の板碑
 - 25 鎌倉の漆器 II
 - 26 鎌倉の絵巻 II

- ※27 鎌倉の在名彫刻Ⅰ
- 28 鎌倉の在名彫刻Ⅱ
- 29 鎌倉の在名彫刻Ⅲ
- 30 鎌倉の近世障壁画
- 31 鎌倉の水墨画（祥啓と玉隠）
- 32 鎌倉の頂相画
- 33 鎌倉の金工
- 34 鎌倉の書Ⅰ 僧侶
- 35 鎌倉の書Ⅱ 武人
- 36 鎌倉の肖像彫刻Ⅰ 頂相
- 37 鎌倉の肖像彫刻Ⅱ 武人・高僧
- 38 特輯 鎌倉の国宝

○ 鎌倉国宝館論集

- ※ 1 鎌倉の彫刻
- ※ 2 鎌倉の古道
- ※ 3 江の島と錦絵
- ※ 4 鎌倉の廃寺（禅宗の部）
- ※ 5 鎌倉の廃寺（永福寺など）
- ※ 6 鎌倉の廃寺（諸宗の部）
- ※ 7 鎌倉の新鐘（江戸時代）
- ※ 8 鎌倉の教学
- ※ 9 鎌倉の板碑
- ※10 鎌倉東慶寺の縁切寺法
- ※11 鎌倉地方造像関係資料第一集
- ※12 鎌倉地方造像関係資料第二集
- ※13 鎌倉地方造像関係資料第三集
- ※14 鎌倉地方造像関係資料第四集
- ※15 鎌倉地方造像関係資料第五集
- ※16 鎌倉地方造像関係資料第六集
- 17 鎌倉地方造像関係資料第七集
- 18 鎌倉地方造像関係資料第八集

○ 鎌倉志料

- 1 鎌倉五山記ほか
- 2 鎌倉五大堂事蹟備考ほか
- 3 鹿山衆評帳ほか
- 4 建長寺常住日記（Ⅰ）
- 5 建長寺常住日記（Ⅱ）
- 6 建長寺常住日記（Ⅲ）
- 7 建長寺常住日記（Ⅳ）
- 8 建長寺常住日記（Ⅴ）

- 9 建長寺常住日記 (VI)
- 10 建長寺常住日記 (VII)
- 11 建長寺常住日記 (VIII)

[※は絶版]

(7) 資料関係

○ 収藏品一覧

1,048件 6,175点

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	5件 43点	74件 870点	1件 1点	20件 79点	80件 1,392点	561件 1,316点	741件 3,701点
館藏品		1件 2点	1件 1点	3件 16点	11件 232点	291件 2,223点	307件 2,474点
計	5件 43点	75件 872点	2件 2点	23件 95点	91件 1,624点	852件 3,539点	1,048件 6,175点

※重文＝重要文化財、重美＝重要美術品、県文＝県指定文化財、市文＝市指定文化財

※収藏品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点（寄託品1件1点、館藏品1件1点）あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館藏品・収藏品の総計は重複を除外した数とする。

※令和3年度収藏品：3件（873点）

- ・鎌倉市指定文化財 平井家文書 個人蔵 786点
- ・鎌倉市指定文化財 八坂大神文書 八坂大神蔵 85点
- ・当麻曼荼羅縁起（模本） 光明寺蔵 2巻

○ 写真原版総数

92,924枚

種別	3.5	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869		5,796	25,949	5,487	505	3,406			84,012
カラー	133	40	4	3,294	217		5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

(8) 入館者動向

○月別入館者数

月	開館 日数	入場者 総数	1日 平均	団体		個人										無料	観覧料計
						一般					小・中						
				一般	小中	一般	環境	割引	県利 用券	市助 成券	小中	環境	割引	県利 用券	市助 成券		
4月	26	1,628	63	0	0	1,288	7	2	7	6	44	0	0	0	1	273	528,550
5月	22	1,669	76	0	0	1,204	0	0	8	4	71	0	0	0	0	382	442,700
6月	26	1,533	59	0	0	873	0	3	7	3	199	0	0	1	0	447	282,550
7月	23	1,170	51	0	0	873	4	3	2	6	55	0	0	0	1	226	269,150
8月	23	1,001	44	10	1	757	2	1	0	3	57	0	0	0	0	170	248,720
9月	26	1,631	63	0	0	1,255	0	3	3	7	34	0	0	0	2	327	511,050
10月	20	1,208	60	0	0	703	2	1	3	1	252	0	0	0	0	246	333,050
11月	25	2,210	88	11	161	1,194	1	4	6	2	455	0	0	0	0	376	590,550
12月	5	627	125	61	80	271	0	1	1	1	138	0	0	0	0	74	162,850
1月	24	2,228	93	34	0	1,603	2	3	2	7	173	0	0	0	0	404	688,650
2月	20	1,965	98	0	0	1,425	7	1	8	5	125	0	0	0	1	393	599,200
3月	24	7,646	319	7	92	1,609	9	1	7	16	497	1	0	0	0	5,407	760,250
計	日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	264	24,516	92.9	123	334	13,055	34	23	54	61	2,100	1	0	1	5	8,725	5,417,270

※「環境」：環境手形持参者割引

※「県利用券」：県職員割引

※「市助成券」：市町村職員割引

○特別展入館者数

特別展名称	開催期間	開催日数	総入館者	一日平均
特別展 鎌倉の至宝	令和3年4月1日～5月9日	34日間	2,594人	76.2人
平常展 鎌倉と浄土宗	令和3年5月15日～7月4日	44日間	2,406人	54.6人
コレクション展 仏像入門	令和3年7月10日～8月22日	39日間	1,855人	47.5人
特別展 国宝 鶴岡八幡宮古神宝	令和3年8月28日～9月30日	29日間	1,777人	61.2人
特別展 生誕150年記念 間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館	令和3年10月9日～12月5日	50日間	4,045人	80.9人
特別展 肉筆浮世絵の美	令和4年1月4日～2月13日	36日間	3,232人	89.7人
特別展 ひな人形	令和4年2月19日～3月27日	32日間	8,607人	268.9人
計		264日間	24,516人	92.9人

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

(1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所(フォスター+パートナーズ)が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクションマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

(2) 施設の概要

ア 設備等

本館建物延べ面積:1,137.77 m²

別館建物延べ床面積:267.56 m²

イ 開館時間・休館日

開館時間 午前 10 時～午後 4 時(入館は 3 時 30 分まで)

休館日 日曜・祝日、年末年始、展示替え期間など

ウ 観覧料

観覧料 一般 300 円[210 円]、小・中学生 100 円[70 円]

令和 4 年度から

観覧料 一般 400 円[300 円]、小・中学生 150 円[100 円]

※[]内は 20 名以上団体料金

(3) 事業実施状況

ア ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

平成 29 年 7 月 22 日(土)以降、毎週土曜日 11:00 から

令和 4 年 4 月から 毎週木曜日 10:30 からに変更

イ 展覧会

・企画展「まじないの世界 -鬼をもって鬼を制す-」

令和 3 年(2021 年)3 月 6 日(土)～4 月 17 日(土)

・企画展「鎌倉大仏 -みほとけの歴史と幻の大仏殿-」

令和 3 年(2021 年)4 月 24 日(土)～7 月 17 日(土)

・企画展「令和元・2 年度発掘調査速報展」

令和 3 年(2021 年)7 月 27 日(火)～9 月 8 日(水)

・企画展「頼朝以前 -源頼朝はなぜ鎌倉を選んだか-」

令和 3 年(2021 年)9 月 25 日(土)～12 月 18 日(土)

・企画展「・北条氏展 vol.1 伊豆から鎌倉へ―北条氏の軌跡をたどる―」

令和4年(2022年)1月4日(火)～3月26日(土)入館者 8,999人

ウ 講座・ワークショップ

・出張講座 ふじづか子どもの家 放課後かまくらっ子「ペーパー甲冑をつくろう」

令和3年(2021年)4月28日(水曜日) 15:15～16:45

・鎌倉歴史文化交流館×鎌倉国宝館 連続講座「北条義時とその時代を学ぶ」

第1回「鎌倉時代研究の最前線」「北条義時について」

令和3年(2021年)4月24日(土曜日)18:00～19:30

第2回「フィールドワーク:北条義時ゆかりの地をたずねて」二階堂・雪ノ下地域他

令和3年(2021年)5月29日(土曜日)13:00～16:00

第3回「北条義時の造仏」

令和3年(2021年)6月26日(土曜日)18:00～19:30

・鎌倉歴史文化交流館×鎌倉国宝館 連続講座第二弾「北条義時とその時代を学ぶ」

第1回「北条義時法華堂跡と大倉地域」「源頼朝と北条政子」

令和3年(2021年)7月31日(土曜日)18:00～19:30

第2回「北条氏と仏師・仏像」※新型コロナウイルス感染症対策のため、下記日程に延期して実施

令和3年(2021年)10月30日(土曜日)18:00～19:30

第3回「鎌倉殿と13人の宿老」

令和3年(2021年)11月27日(土曜日)18:00～19:30

・鎌倉歴史文化交流館×鎌倉国宝館×大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会

シンポジウム「北条義時とその時代―伊豆から鎌倉へ―」

令和4年(2022年)2月5日(土曜日)13:30～16:45

エ 自由参加型イベント(交流室使用、来館者自由参加)

・「七夕のあらしー乞巧奠(きっこうでん)ー」令和3年(2021年)7月1日(木)～7月7日(水)

・「まじない札を作ってみよう」令和3年(2021年)3月23日(月)～4月17日(土)

オ 市内文化施設連携イベント

・「鎌倉ミュージアムめぐり スタンプラリー」

平成31年(2019年)4月6日(土)～令和2年(2020年)3月21日(土)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は実施無し

カ 学校対応関係

・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館+鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」配布

・出張授業 無し

・展示解説・ワークシート対応 横浜国大附属小学校 35名(5月21日)、大船小6年 77名(6月22日)、富士塚小6年 35名(7月16日)、御成小学校 105名(10月15, 18日)、深沢小学校 24名(10月29日)、逗子開成中学校 206名(11月4日)、山崎小学校 33名(11月11日)、葉山町立長柄小学校 92名(12月3日)、関谷小学校 63名(2月15日)他

キ 「VR永福寺」の常設公開

設置場所:鎌倉歴史文化交流館 別館 交流室

公開時期:平成30年(2018年)9月15日(土)から

制作者:湘南工科大学・長澤可也教授研究室

※「VR永福寺」=ヘッドマウントディスプレイを利用し、幻の大伽藍を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

ク 鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館 公式YouTubeチャンネル「かまくらミュージズちゃんねる」による動画の配信

※展示内容をはじめ、鎌倉の歴史・文化の魅力を幅広い年齢層の方々に伝え、理解を深めていただくことを目的とした動画コンテンツ

(4) 入館者動向

○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
令和3年4月	20	1,399 人	70 人
令和3年5月	23	946 人	41 人
令和3年6月	26	1,299 人	50 人
令和3年7月	19	1,061 人	56 人
令和3年8月	25	907 人	36 人
令和3年9月	12	630 人	53 人
令和3年10月	26	2,068 人	80 人
令和3年11月	24	2,493 人	104 人
令和3年12月	16	1,859 人	116 人
令和4年1月	23	2,381 人	104 人
令和4年2月	22	2,412 人	110 人
令和4年3月	22	4,209 人	191 人
合計	258	21,664 人	84 人

○曜日別来館者数

(単位:人)

月/曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
令和3年4月	0	132	107	122	190	317	531	1,399
5月	0	119	104	111	81	161	370	946
6月	0	153	300	201	152	179	314	1,299
7月	0	62	121	250	149	200	279	1,061
8月	0	156	127	124	133	163	204	907
9月	0	89	136	158	54	32	161	630
10月	0	307	210	215	237	404	695	2,068
11月	0	484	312	280	483	416	518	2,493
12月	0	136	188	218	304	395	618	1,859
1月	0	274	330	395	284	387	711	2,381
2月	0	321	505	187	295	291	813	2,412
3月	0	446	668	448	746	694	1,207	4,209
合計人数	0	2,679	3,108	2,709	3,108	3,639	6,421	21,664
曜日ごとの割合	0.0%	12.37%	14.35%	12.50%	14.35%	16.80%	29.64%	100.00%

8 資料編

(1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧

令和4年2月15日現在

種別	有形文化財									無形文化財	民俗文化財(資料)		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国宝	1	4	1	6	3											15
国指定	22	29	38	20	24		27	4	2				31	3		200
県指定	8	9	23	15	2			2			2	1	2			64
市指定	33	53	86	29	19	5	16	17	5	2	23		9		31	328
合計	64	95	148	70	48	5	43	23	7	2	25	1	42	3	31	607

※国登録有形文化財(建造物) 34件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成17年3月2日条例第13号

改正

令和元年12月25日条例第25号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例(昭和35年3月条例第7号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市文化財専門委員会(第4条—第10条)

第3章 市指定有形文化財(第11条—第27条)

第4章 市指定無形文化財(第28条—第33条)

第5章 市指定民俗文化財(第34条—第40条)

第6章 市指定史跡名勝天然記念物(第41条—第46条)

第7章 市選定保存技術(第47条—第51条)

第8章 補則(第52条)

第9章 罰則(第53条—第56条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(市民、所有者等の責務)

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。))がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市文化財専門委員会

(設置)

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会(以下「専門委員会」という。))を置く。

(所掌事務)

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。

(構成等)

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会が必要に応じて招集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第13条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第14条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。

(減失、毀損等)

第15条 市指定有形文化財の全部又は一部が減失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第16条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第17条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第18条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が減失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。

5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定によ

る届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

（市指定無形文化財の指定等の解除）

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。

5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教

育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(市指定無形文化財の保存)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形文化財の公開)

第32条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定民俗文化財

(市指定民俗文化財の指定)

第34条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定に

ついて準用する。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(市指定民俗文化財の指定の解除)

第35条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第11条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第11条第3項及び前条第4項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第12条第4項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第12条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第4項の規定は、第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第36条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第37条 第13条から第20条まで及び第22条から第27条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとき、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第39条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念

物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

- 3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

- 3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は

管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。

4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第49条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人(保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者)について、同様とする。

(保存)

第50条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 補則

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

第9章 罰則

第53条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第55条 第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(市指定有形民俗文化財等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関しなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(令和元年12月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第15条、第19条、第21条、第23条第7項、第36条第2項及び第45条第1項の改正規定、第53条の改正規定(「き棄」を「毀棄」に改める部分に限る。)、第54条の改正規定(「き損」を「毀損」に改める部分に限る。)並びに第55条の改正規定(「現状の変更」を「現状変更」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号
改正

昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号

昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号

昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号

昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号

昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号

昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号

昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号

昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号

昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号

昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号

昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号

平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号

平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号

平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号

令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。
- (2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。
- (7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

（観覧料）

第5条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。ただし、市内に住所を有する者については、この限りでない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

（観覧料の減免）

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

（既納の観覧料）

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（博物館資料の特別利用）

第8条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないとき。

（利用料）

第8条の2 前条第1項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料1点につき2,000円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1点につき5,000円）とする。

（利用料の減免等）

第8条の3 第6条及び第7条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

（観覧の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に対し退館を命ずることができる。

- (1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号）

この条例は、昭和 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 29 年 8 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉国宝館条例第5条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第5条)

区分	個人	団体(20人以上)
一般	1人につき 400円	1人につき 300円
小学生及び中学生	同 150円	同 100円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

改正

令和3年12月23日条例第17号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館(以下「交流館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料(以下「歴史文化資料」という。)の保管、展示及び利用
- (2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施
- (3) 交流の場の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日を定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変

更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「観覧料等」という。)を市長に支払わなければならない。ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行)

付 則(令和3年12月23日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

7 第6条の規定による改正後の鎌倉歴史文化交流館条例第9条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第9条)

区分			金額	
観覧	個人	一般	1人につき	400円
		小学生及び中学生	同	150円
	団体(20人以上)	一般	同	300円
		小学生及び中学生	同	100円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡(以下「永福寺跡」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けな

なければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
 - (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
 - (3) 花火等火気を使用すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること(次条第1項の許可を受けた場合を除く。)
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占用)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占用する者(以下「使用者等」という。)は、次の各号に掲げる使用又は占用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占用する場合 鎌倉市道路占用条例(昭和57年1月条例第12号)別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。
 - (2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
 - (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
- (使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占有した者
- 2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

令和3年12月21日条例第13号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議するため、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教

育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の廃止)

3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例(平成31年1月条例第27号)は、廃止する。

～文化財保護法（抜粋）～

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という)についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

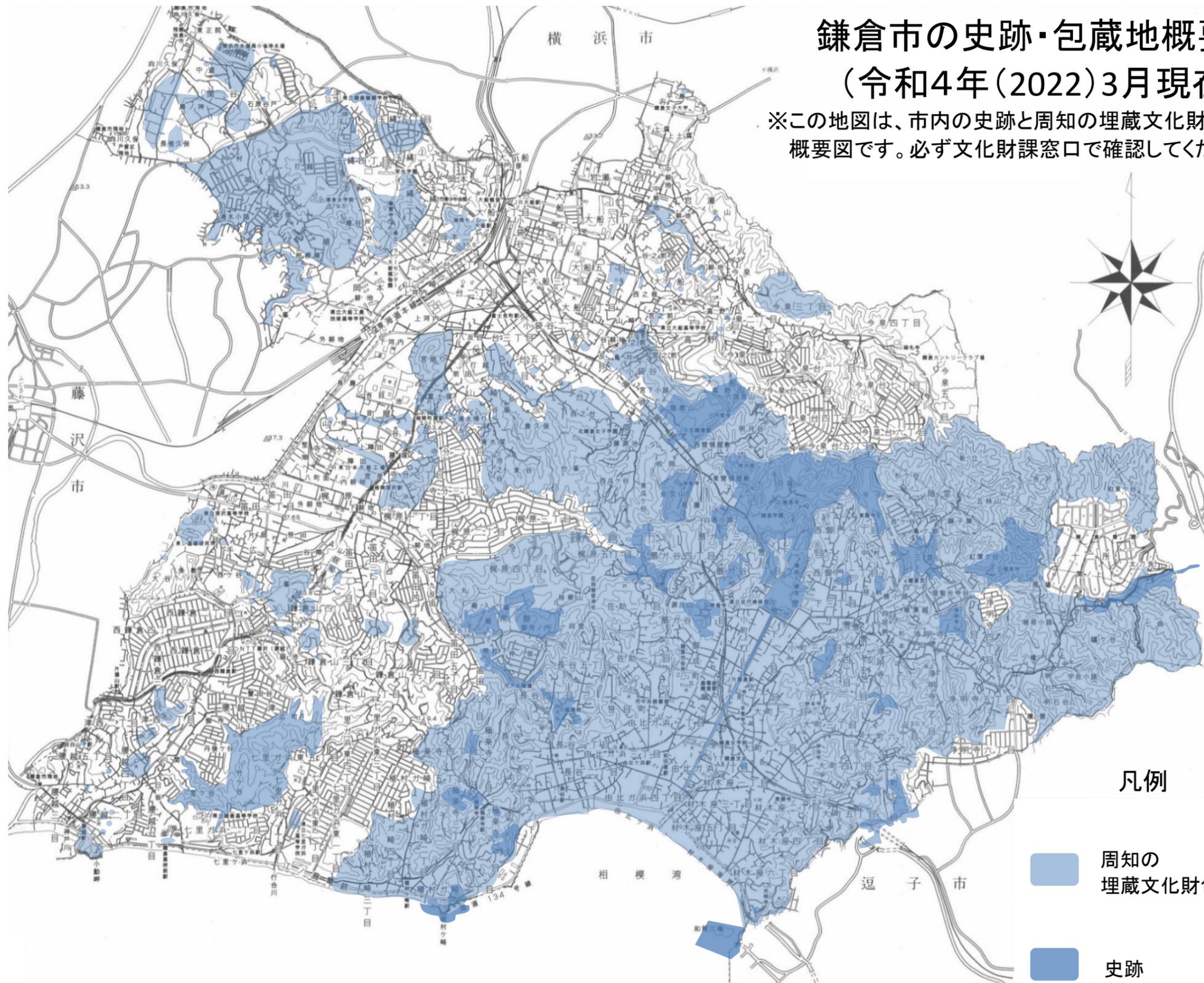
2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。



鎌倉市文化財年報 令和3年(2021年)度

令和5年(2023年)3月発行

鎌倉市教育委員会 教育文化財部

〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町12番18号